

平成27年度 業務報告



独立行政法人
農林水産消費安全技術センター

は し が き

農林水産消費安全技術センター（Food and Agricultural Materials Inspection Center。略称「FAMIC」）は、農林水産行政と密接に連携しつつ、農業生産資材（肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材）や食品等を対象として科学的な検査・分析を行い、農業生産資材の安全性の確保、食品等の品質の改善・表示の適正化等に技術で貢献することを使命としています。

このため、FAMICでは、「①食品や生産資材の検査・分析を法令に基づいて的確に実施します。②検査・分析で得た情報をもとに、食の安全などに関する情報を分かりやすく提供します。また、法令遵守を徹底し、高い使命感と倫理観を持って行動します。」との行動理念の下、分析における精度管理や分析方法の妥当性確認の的確な実施、科学技術の進歩に対応した新たな検査・分析技術の開発・導入や検査職員の教育訓練による技術水準の向上など、検査・分析能力とその信頼性の向上に努め、国民の皆様に一層質の高いサービスを提供すべく取り組んでいます。

このような中、平成27年度においても、肥料、農薬、飼料といった農業生産資材における安全性等の確保や、食品等の品質の改善・表示の適正化に関する業務について、関係法令等に基づき的確に業務を実施しました。また、農薬の品質管理に用いる原体規格の設定等に必要な調査や、食品表示監視業務の行政支援機能の強化を図るため、極めて高い精度で産地を判別できる科学的検査法の導入などに取り組むとともに、農林水産省からの緊急要請として稲ホールクroppサイレージの給与が原因と疑われる家畜事故の原因究明のため、かび毒の試験等を実施し、これらの結果を農林水産省に報告しました。

平成27年度は国の相当な関与の下に、国の行政事務と密接に関連した事務・事業を執行することが求められる「行政執行法人」として、効率的かつ効果的に業務を推進した結果、平成27年度目標をほぼ達成することができ、農林水産大臣の評価において所期の目標を達成しているとの総合評価を受けました。

本書は、FAMICの平成27年度の業務実績全体を整理したものであり、本書を通じて関係者みなさまのお役にたてば幸いです。

平成28年11月

独立行政法人農林水産消費安全技術センター
理事長 木村 真人

目 次

はしがき

I	総説	
1	業務の目的及び内容	1
2	各事務所の所在地	2
3	資本金の総額及び政府の出資額	2
4	役員	2
5	常勤職員数	2
6	沿革	3
7	設立根拠法	4
8	主務大臣	4
9	組織図	4
II	業務の内容及び実績	
1	平成27年度のFAMICを巡る情勢とFAMICの対応の概要	6
2	肥料関係業務	
(1)	肥料の登録関係	8
(2)	肥料の立入検査等	9
(3)	肥料公定規格改正に資するための調査	11
(4)	牛海綿状脳症のまん延防止関係	11
(5)	「汚泥肥料中の重金属管理手引書」の周知	12
(6)	放射性セシウムの測定	12
(7)	調査研究	12
3	土壌改良資材関係業務	
(1)	土壌改良資材の立入検査	13
4	農薬関係業務	
(1)	農薬の登録検査	14
(2)	農薬GLP制度に基づく査察	15
(3)	農薬の立入検査等	16
(4)	農産物に係る農薬の使用状況及び残留状況調査分析	16
(5)	調査研究	16
(参考)	平成27農薬年度における農薬登録の概要取りまとめ	17
5	飼料及び飼料添加物関係業務	
(1)	飼料等の立入検査等	19
(2)	愛玩動物用飼料の立入検査等	20
(3)	検定等関係業務	21
(4)	飼料安全法及びペットフード安全法の基準・規格の設定 に資するための検査等	22
(5)	工程管理及び品質管理等に関する検査等	24
(6)	牛海綿状脳症のまん延防止関係	24
(7)	安全性確保に関するモニタリング検査	25
(8)	調査研究	25

6	食品表示の監視に関する業務	
(1)	食品表示の科学的検査	26
(2)	食品表示法に基づく立入検査等	28
(3)	調査研究	28
7	農林物資の規格化等に関する業務	
(1)	登録認定機関等に対する調査等	29
(2)	J A S法に基づく立入検査等	31
(3)	J A S規格の見直し等	32
8	食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務	34
9	国際関係業務	
(1)	I S Oの国内審議団体としての活動	36
(2)	農薬の登録制度の国際調和、国際残留基準の設定への対応	37
(3)	国際協力	37
(4)	国際獣疫事務局（O I E）コラボレーティング・センターとしての飼料の安全性に関する活動	38
(5)	その他	38
1 0	カルタヘナ法関係業務	39
1 1	依頼検査	39
1 2	食の安全と消費者の信頼の確保に向けた取組	40
1 3	情報提供業務	
(1)	ホームページ等による情報提供	41
(2)	相談業務	41
(3)	講習会・研修会	42
1 4	調査研究（別表）	43
III その他		
1	内部統制及び業務運営の改善	
(1)	内部統制	49
(2)	業務運営の改善	50
2	環境に配慮した活動	51

I 総説

1 業務の目的及び内容

(1) 業務の目的

FAMICは、一般消費者の利益の保護に資するため、農林水産物、飲食料品及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析、農林物資等の検査等を行うことにより、これらの物資の品質及び表示の適正化を図るとともに、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査等を行うことにより、これらの資材の品質の適正化及び安全性の確保を図ることを目的とする。(独立行政法人農林水産消費安全技術センター法(平成11年法律第183号、以下「センター法」という。)第3条)

(2) 業務の内容

① FAMICは、(1)の目的を達成するため、次の業務を行う。

ア 農林水産物、飲食料品(酒類を除く。以下同じ。)及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析並びにこれらに関する情報の提供を行うこと。

イ アに掲げるもののほか、農林水産物、飲食料品及び油脂の消費の改善に関する技術上の情報の収集、整理及び提供を行うこと。

ウ 日本農林規格又は飲食料品以外の農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資及び食品表示法(平成25年法律第70号)第4条第6項に規定する食品表示基準が定められた同法第2条第1項に規定する食品(酒類を除く。)の検査を行うこと。

エ 日本農林規格による農林物資の格付(格付の表示を含む。)に関する技術上の調査及び指導を行うこと。

オ ウに規定する農林物資及び食品(カにおいて「農林物資等」という。)の品質管理及び表示に関する技術上の調査及び指導を行うこと。

カ エ及びオに掲げるもののほか、農林物資等の検査技術に関する調査及び研究並びに講習を行うこと。

キ 肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査を行うこと。

ク 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務を行うこと。

ケ 飼料及び飼料添加物について登録検定機関が行う検定に関する技術上の調査及び指導を行うこと。

コ 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する調査を行うこと。

サ アからコの業務に附帯する業務を行うこと。

② FAMICは、①の業務のほか、次の業務を行う。

ア 農林物資の規格化等に関する法律(昭和25年法律第175号)第19条の9第2項第6号の規定による検査及び質問並びに同法第20条の2第1項から第3項までの規定による立入検査及び質問

イ 食品表示法第9条第1項の規定による立入検査及び質問

ウ 肥料取締法(昭和25年法律第127号)第30条の2第1項の規定による立入検査、質問及び収去並びに同法第33条の3第2項の規定による立入検査及び質問

エ 農薬取締法(昭和23年法律第82号)第13条の2第1項の規定による集取及び立入検査並びに同法第15条の3第2項の規定による立入検査

オ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第57条第1項の規定による立入検査、質問及び収去

カ 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成20年法律第83号)第13条第1項の規定による立入検査、質問及び集取

キ 地力増進法(昭和59年法律第34号)第17条第1項の規定による立入検査

ク 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)第32条第1項の規定による立入り、質問、検査及び収去

2 各事務所の所在地

(1) 主たる事務所

本 部：さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎検査棟
農薬検査部：小平市鈴木町2-772
横浜事務所：横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎

(2) 従たる事務所

札幌センター：札幌市北区北10条西4-1-13 道新北ビル
：札幌市中央区大通西10-4-1 札幌第2合同庁舎
仙台センター：仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎
名古屋センター：名古屋市中区三の丸1-2-2 名古屋農林総合庁舎2号館
神戸センター：神戸市中央区港島南町1-3-7
福岡センター：福岡市東区千早3-11-15

3 資本金の総額及び政府の出資額

(単位：百万円)

項目	年度
	平成27年度
政府出資金	10,172
その他出資金	—
資本金合計	10,172

注 各計数は単位未満を四捨五入して記載している。

4 役員

(平成28年3月31日現在)

役職名	氏名	任期	担当
理事長	木村 真人	平成27年4月1日から平成31年3月31日まで (再任)	
理事	池田 一樹 朝倉 健司 小島 恒夫	平成27年4月1日から平成29年3月31日まで 平成27年4月1日から平成29年3月31日まで 平成27年4月1日から平成29年3月31日まで	総合調整・肥飼料検査 評価・食品等検査 農薬検査
監事	二階堂 孝子 碓井憲男(非常勤)	平成27年4月1日から平成31年3月31日まで (再任※) 平成27年4月1日から平成31年3月31日まで (再任※)	

※監事の任期の末日は、理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日

5 常勤職員数

631人 (平成28年3月31日現在)

6 沿革

西暦	旧農林水産消費技術センター	旧 肥 飼 料 検 査 所	旧 農 薬 検 査 所
1896 1899	・生糸検査所設置（明治29年）	・「肥料取締法」制定（明治32年） ・各地方庁に肥料検査官吏を置き肥料検査業務を開始（明治32年） ・肥料検査所の設置（昭和22年）	・農林省農薬検査所設置（昭和22年・北区西ヶ原） ・「農薬取締法」制定、農薬の登録検査を開始（昭和23年） ・北多摩郡小平町（現小平市）に生物課が移転（昭和23年）。（以降、昭和30年化学課、昭和32年に総務課が移転して移転完了）
1947			
1948	・「輸出品取締法」制定（昭和23年）		
1949	・輸出食料品検査所、輸出農林水産物検査所が設置され、農林畜水産物の輸出検査を開始（昭和24年）		
1950		・「肥料取締法」全面改正（昭和25年）	
1951	・輸出食料品検査所、輸出農林水産物検査所が合併し輸出品検査所となる（昭和26年）		
1953		・「飼料の品質の改善に関する法律」制定（昭和28年） ・畜産局飼料課分室（分析機関）を設置（昭和28年） ・飼料検査業務を開始（昭和29年）	
1954			
1957	・「輸出品取締法」に変わり「輸出検査法」制定（昭和32年）		
1960		・飼料検査所を設置（昭和35年） ・肥料検査所と飼料検査所が統合して肥料検査所となる（昭和38年）	・水産動植物の被害防止と植物成長調整剤を取締対象とするため「農薬取締法」改正（昭和38年）
1963			
1970	・「農林物資規格法」が「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）」に改正され、JAS業務が主体になる（昭和45年）		
1971			・農薬の毒性及び残留性に対応するため「農薬取締法」改正（昭和46年）
1972	・農林規格検査所と改称（昭和47年）		
1975		・「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（飼料安全法）」に改正（昭和50年）	
1976	・消費者相談窓口を設置（昭和51年）		
1980	・生糸検査所を統合（昭和55年）		
1982	・企業相談窓口を設置（昭和57年）		
1984			・OECD協定の一環として、農薬GLP制度を導入、試験施設への査察業務を開始（昭和59年）
1985		・「地力増進法」施行、土壌改良資材の検査を開始（昭和60年）	
1990	・微量物質等の分析業務を開始（平成2年）		
1991	・農林水産消費技術センターに改組（平成3年）		
1997	・「輸出検査法」廃止（平成9年）		
1999		・汚泥肥料等が県への届出制から国への登録制へ改正（平成11年） ・「独立行政法人肥飼料検査所法」制定（平成11年）	・「独立行政法人農薬検査所法」制定（平成11年）
2000	・「独立行政法人農林水産消費技術センター法（センター法）」制定（平成11年） ・「改正JAS法」施行、登録認定機関制度と横断的品質表示基準を整備（平成12年）		
2001	・独立行政法人となる（平成13年）	・独立行政法人となる（平成13年） ・B S E 特別措置法制定（平成14年）	・独立行政法人となる（平成13年） ・食品の安全性確保のため「農薬取締法」改正（平成14, 15年）
2002			
2003		・食品の安全性確保のため「肥料取締法」及び「飼料安全法」改正（平成15年）	
2004	・「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」施行（平成16年）		
2006	・「改正JAS法」施行、登録認定機関の登録基準を国際基準に整合（平成18年）		
2007	・「センター法」改正、独立行政法人農林水産消費安全技術センターとなる（平成19年4月）		
2008	・「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（ペットフード安全法）」制定（平成20年）		
2009	・「J A S 法」改正、原産地表示の偽装に対する直罰規定導入（5月）、消費者庁設置に伴う J A S 法改正（9月）（平成21年）		
2013	・「食品表示法」制定（6月）（平成25年）		
2014	・「独立行政法人通則法」改正（平成26年）		
2015	・行政執行法人となる（平成27年）		

7 設立根拠法

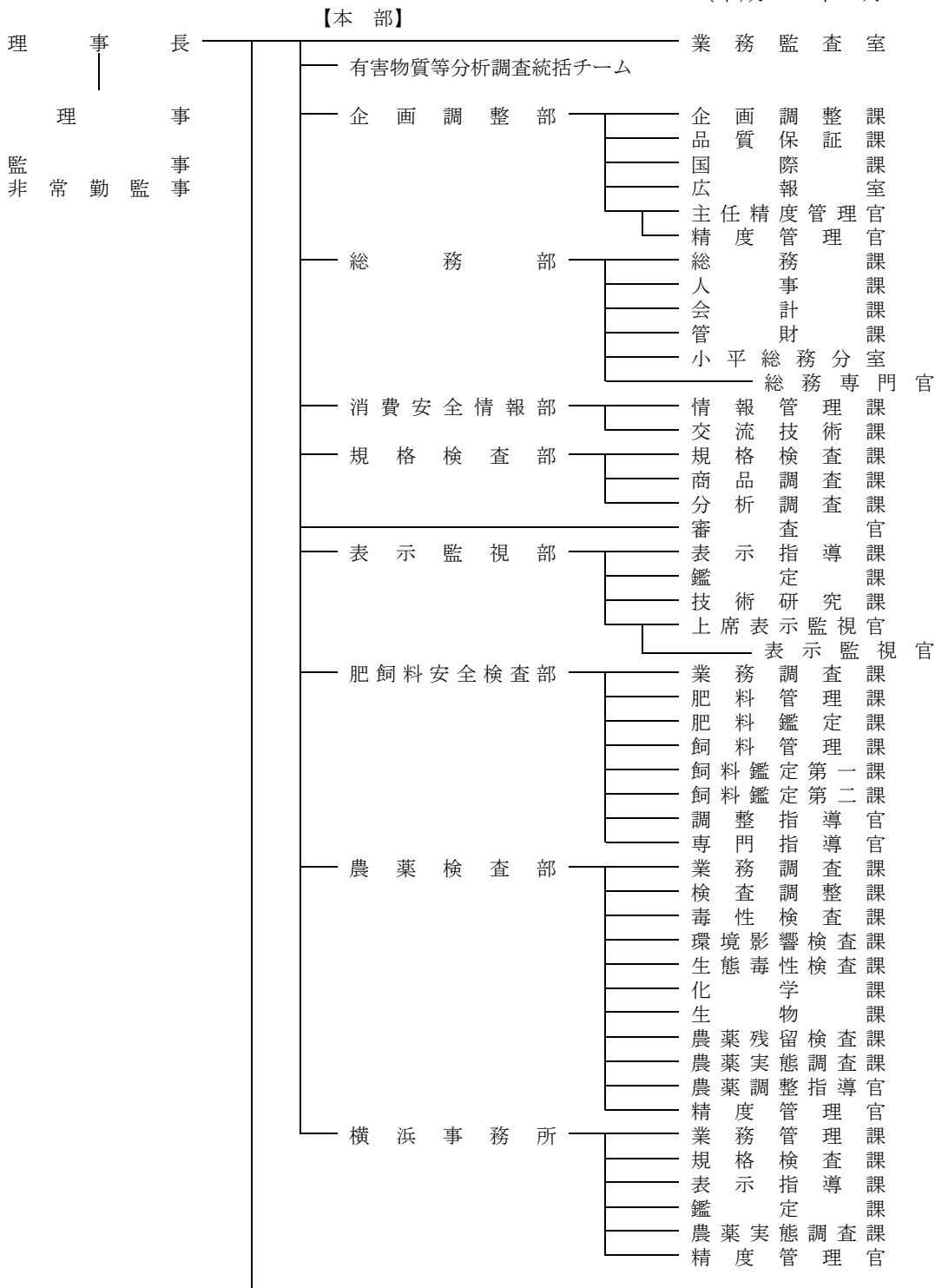
独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年法律第183号）

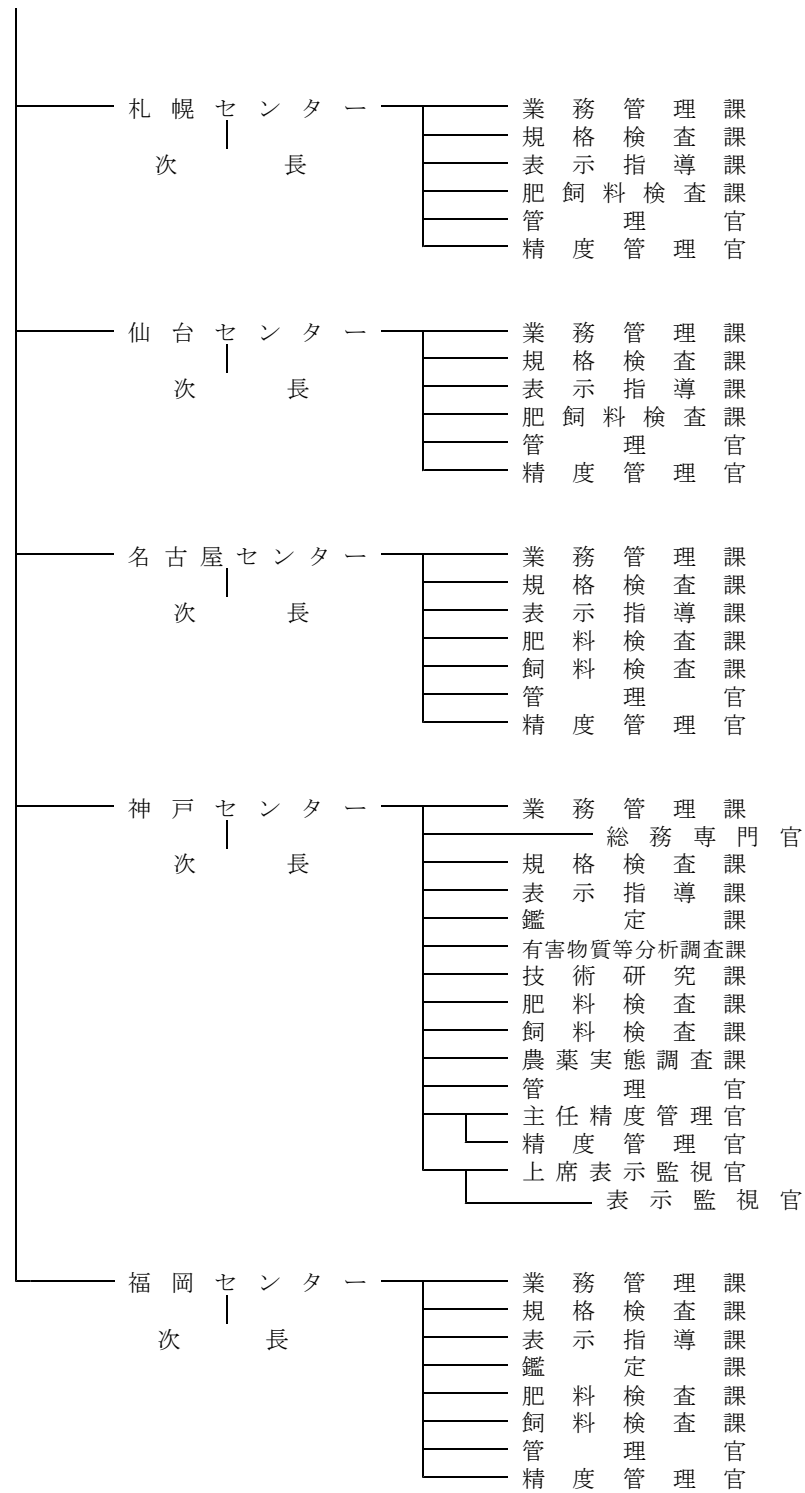
8 主務大臣

農林水産大臣

9 組織図

（平成28年3月31日現在）





II 業務の内容及び実績

1 平成27年度のFAMICを巡る情勢とFAMICの対応の概要

平成27年度においても、FAMICでは肥料、農薬、飼料といった農業生産資材における安全性等の確保に関する業務や、食品等の品質の改善・表示の適正化に関する業務について、関係法令等に基づき、業務の的確な実施に努めました。その中で特徴的な取組と成果は次のとおりです。

- ① 農林水産省が推進する農薬の品質管理に用いる原体規格の設定等について、農林水産省の指示により必要な調査を行い、その結果を農林水産省に報告しました。また、農林水産省が実施している「国内農産物における農薬の使用状況及び残留状況調査」について、農産物中の残留農薬の分析に加えて、これまで地方農政局地域センター等が担っていた農薬の使用状況の調査点検及び分析試料の採取についてもFAMICが担いました。
- ② 農林水産省からの要請に基づき、肉骨粉等に含まれるシカ由来原料検出のための試験法の検証を実施しました。また、稲ホールクロップサイレージの給与が原因と疑われる家畜事故の原因究明のためにかび毒の試験を実施し、これらの結果を農林水産省に報告しました。
- ③ 平成27年4月の食品表示法の施行を機に行政支援機能の更なる強化を図るため、消費者の関心、行政ニーズがともに高い原産地表示に関する検査を重点的に実施しました。特に、ストロンチウム安定同位体比分析により農産物の原産地を判別するという新たな判別原理に基づく検査を開始するとともに、うなぎ加工品の原料原産地を複数の検査法の組合せにより従来の10倍以上の判別精度で推定できる新たな検査（高精度確認検査）を開始するなど、前年度比20%増となる2,088件の検査を実施しました。
- ④ 消費者の関心が高い有機農産物など有機関係4品目のJAS規格について、農林水産大臣から指示を受けて規格調査を実施し、原案作成委員会の事務局として規格の改正等に係る原案をとりまとめ農林水産大臣に報告しました。
- ⑤ 農林水産省が行う食品安全に関するリスク管理に資するための麦類のかび毒実態調査では、今まで国内では調査事例のないかび毒の配糖体を分析対象に加えて1,686点を調査し、その結果を農林水産省に報告しました。

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、「調達等合理化計画」を策定しホームページに公表しました。

同計画の達成への具体的取組として、調達における一者応札・応募割合を42%以下とするため、メールマガジンを活用した調達情報の提供等により応札業者の拡大に努めました。また、公正性・透明性を確保した合理的な調達を実施するため、随意契約については、調達等合理化検討会において随意契約とした理由を点検し、明確化することに努めました。

上記の取組の内容、改善の結果については、監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会において、評価及びフォローアップについて審議し、その概要をホームページで公表しました。

また、平成24年6月1日に行政改革実行本部で決定された「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」に基づき、公益法人への支出状況等をホームページに公表し適切に対応しました。

平成25年12月24日に閣議決定された「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」に基づき、平成27年4月1日に独立行政法人通則法等が改正されました。このなかで、FAMICは、国の相当な関与の下に、国の行政事務と密接に関連した事務・事業を単年度ごとの目標・計画に基づき正確・確実に執行することが求められる「行政執行法人」と位置づけられ、役職員には引き続き国家公務員の身分が付与されています。

当該閣議決定の「各法人等について講ずべき措置」に掲げられた「農薬等の登録検査業務に関しては、生産コスト削減に向けた政策に配慮しつつ、申請方法の見直し等により申請者の負担軽減を図りながら、検査コストに見合った適正な金額に手数料を改めるとともに、手数料の算出根拠の透明化を図る。」について、FAMICでは、負担軽減対策に応じた検査方法の検討及び手数料改定に必要な登録検査に要する時間等を調査し、農林水産省に報告しました。

報告の後、農林水産省において農薬等の登録の手数料額の改定及び公表が行われました。

FAMICは、行政執行法人として、これまで以上に業務運営の効率化と質の向上を図り、国民の皆様の期待に応えます。役職員一同その果たすべき使命を十分に認識し、高い倫理観を持つて的確に業務を推進して参ります。国民の皆様のご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。

2 肥料関係業務

(1) 肥料の登録関係

普通肥料を業として生産又は輸入しようとする者は、銘柄ごとに登録（公定規格の定めがない普通肥料については仮登録）を受けなければならないとされています。

農林水産大臣に対して普通肥料の登録、仮登録の申請があった場合、FAMICは、農林水産大臣の指示に基づき、申請書の記載内容及び肥料の見本について次の調査を行っています。

ア 登録申請に係る調査

(ア) 申請書記載内容の調査

申請書に記載されている肥料の種類（公定規格への適合及び安全の確保）、肥料の名称の妥当性及び保証成分量等の確認を行っています。

(イ) 肥料見本の分析及び鑑定

主成分及び有害成分について見本に添付されている分析データの確認を行い、また、必要に応じて見本の成分分析、異物混入の有無・使用原材料等の鑑定により、肥料の効果及び植物に対する有害性（以下「植害」という。）の有無等の確認を行っています。

イ 仮登録に係る調査

(ア) 申請書記載内容の調査

申請書の記載内容について、主成分の含有量及び効果その他の品質に関する事項、肥料の名称の妥当性に関する事項、植害の有無に関する事項等の確認を行っています。

(イ) 肥料見本の分析及び鑑定

主成分及び有害成分について見本に添付されている分析データや分析方法の妥当性等に関する確認や、また、必要に応じて見本の成分分析、異物混入の有無・使用原材料等の鑑定により、肥料の効果及び植害の有無等の確認を行っています。

平成27年度は、1,268件の登録申請に係る調査を行いました。なお、仮登録申請はありませんでした。（表2-1）

表2-1 登録申請件数等

区 分 \ 年 度	平成27年度
登 録 申 請 件 数	1,268
仮 登 録 申 請 件 数	0

(2) 肥料の立入検査等

農林水産大臣の指示に基づき、生産事業場等へ立入検査を行い、関係者への質問、肥料やその原料の収去を行っています。

立入検査では、保証票の不備及び誤記、表示の不適正、帳簿類の不備、包装容器等の不正使用、誇大又は虚偽の宣伝等の違反があった場合、現地指導を行うほか、BSE（牛海綿状脳症）のまん延防止対策に関する違反があった場合は、改善のための技術的助言を行い確実な実行を確保する等所要の指導を行っています。

立入検査の際に収去した肥料については、分析・鑑定等を行い、その結果については、立入検査結果と併せて被検査者へ講評（品質管理に関する評価結果及び分析結果の適否等の通知）を行うとともに、農林水産省に検査結果を報告し、農林水産省が検査の概要を公表しています。

また、立入検査及び分析・鑑定等の結果、違反等が認められた場合には、農林水産大臣が必要に応じ、出荷停止、回収、改善措置等の行政指導を行い、FAMICは行政指導を受けた事業者に技術的助言を行うなどしています。

ア 立入検査の内容

肥料、その原料又は生産等業務に関する帳簿・書類、その他の必要な物件により、生産工程の確認、保証票検査、包装容器の表示、品質管理の実施の有無に関する検査等を実施しています。

さらに、次年度の立入検査実施方針の策定に資するため、品質管理がより必要な事業場及び牛の部位を使用して肥料生産を行う事業場リストを整備し、農林水産省と情報共有するなどにより効率的な検査を行うこととしています。

平成27年11月に疑義情報に基づく立入検査を実施したところ、製造設計書の内容と異なる製造指示書に基づき肥料を生産していたり、過去の立入検査において登録内容と異なる生産を行っている肥料を在庫リストから除外していた事案を確認しました。こうした巧妙かつ悪質な違反事案には従来の計画的な立入検査では対応できなかったことから、肥料立入検査関係規程の見直しを行い、生産工程に踏み込んだ検査や検査職員自ら製品の在庫を確認しながら検査対象肥料を選定することを、疑義情報に基づく立入検査だけでなく計画的な立入検査で実施することとし、立入検査の適正化を図りました。

イ 収去品の検査

(ア) 分析・鑑定

収去した肥料について、保証成分量が確保されているか、含有する有害物質が規制量以下であるか等について分析を行っています。また、必要に応じ、異物の混入、使用原料、表示物質、化学組成等を確認するために鑑定を行うこととしています。

(イ) 植害試験

収去した肥料のうち、植害の疑いのある肥料については、随時、植物に対する害に関する栽培試験（植害試験）を行うこととしています。

平成27年度は、521事業場に立入検査を実施し、肥料及び肥料原料を436点収去しました。また、収去肥料以外に1,458点の肥料の表示等の検査を実施しました。検査の結果、730点が不合格となり、農林水産省又はFAMICが指導又は技術的助言を行いました。（表2-2）

表2-2 立入検査件数・収去等点数

区 分	年 度	平成27年度
立入検査事業場数		521
検査点数		1,894
うち収去点数		436
うち収去品以外の検査点数		1,458
うち不合格点数（不合格率%）		730（38.5%）

注 不合格点数は「指摘事項あり」として公表されたものの点数である。

(3) 肥料の公定規格改正に資するための調査

FAMICでは、以下のとおり肥料公定規格の設定等のための調査を行うこととしています。

ア 仮登録肥料の調査

仮登録肥料について、農林水産大臣の指示に基づき「肥料取締法に基づく公定規格等の設定・見直しに係る標準手順書」により、肥効試験を行い、農林水産大臣に報告することとしています。

イ 公定規格改正の申出に係る対応

事業者等関係者からの公定規格等の改正に関する申し出について、その内容を技術的に調査し、調査結果及び改正の対処案等の意見を農林水産省へ報告することとしています。

平成27年度は、アの仮登録肥料の調査の実施はありませんでした。また、イの公定規格等の改正に関する申し出もありませんでした。

(4) 牛海綿状脳症のまん延防止関係

BSEのまん延防止のため製造・出荷が停止された肥料について、安全性に関する措置が確保されると確認されたものについて、製造・出荷の停止が解除されています。このうち牛の部位を原料とする肉骨粉等については、農林水産大臣の指示に基づきせき柱等が混合しない工程で製造していること等を確認する検査（大臣確認検査）、肥料原料用の豚、家きん等に由来する肉骨粉等については、製造基準に適合していることを確認する検査（センター確認検査）を行っています。

平成27年度は、大臣確認検査21件、センター確認検査32件を実施しました。（表2-3）

表2-3 大臣等確認検査実績

区 分	年 度	平成27年度
大臣確認検査（注1）		21
センター確認検査（注2）		32

注1 「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について」（平成16年2月26日付け農林水産省消費・安全局長通知）に基づくもの

注2 「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成13年11月1日付け農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）に基づくもの

(5) 「汚泥肥料中の重金属管理手引書」の周知

安全な肥料を生産するため汚泥肥料生産業者が取り組む品質管理に関して「汚泥肥料中の重金属管理手引書」（農林水産省、平成27年3月改訂）を周知する取組を行っています。

平成27年度は、新たに汚泥肥料の登録申請を行った業者に対して内容の周知を行うとともに、汚泥肥料の生産事業場の立入検査時に、品質管理等の普及・指導を行いました。（表2-4）

表2-4 汚泥肥料の重金属手引書の周知実績

区 分	年 度	平成27年度
新たに汚泥肥料の登録申請を行った業者数		23
汚泥肥料生産事業場立入検査件数		320
講習会の回数（参加業者数）		2（21）

(6) 放射性セシウムの測定

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、周辺広域地域において放射性物質による汚染が生じました。このことから、平成27年度においては、農林水産省の依頼を受け、汚泥肥料81点について放射性セシウムの測定を行いました。

(7) 調査研究

肥料の検査等に関する調査研究については、肥料等の分析技術の進歩又はクライテリア・アプローチ（標準分析法と同等の分析性能規準）の運用に伴う分析法の改良など肥料の安全確保上必要な課題について、11課題を次のとおり実施しました。（P43、表14-1）

ア 肥料の分析法の開発及び改良（7課題）

イ 肥料の有効性及び安全性の確保に必要な課題（4課題）

3 土壌改良資材関係業務

(1) 土壌改良資材の立入検査

農林水産大臣の指示に基づき、製造事業場等へ立入検査を行い、土壌改良資材の品質表示についての指導及び集取を行っています。

集取品については本部において試験を実施し、品質表示内容の適合性を判定して、その結果について立入検査結果と併せて被検査者へ文書で講評を行っています。講評の際、必要に応じて改善について技術的助言を行い、表示の適正化を図っています。

ア 立入検査の内容

土壌改良資材やその原料、業務に関する帳簿書類等により、製造工程の確認、正味量検査、品質表示に関する検査等を実施しています。

イ 集取品の検査・講評

立入検査の際に集取した土壌改良資材が品質基準に適合しているか、また、有機物の含有量等が表示された値どおりであるか等について試験を実施しています。

平成27年度は、31事業場に立入検査を実施しました。また、19点を集取し、試験の結果、8件について改善のための技術的助言を行いました。(表3)

表3 立入検査の実績

区 分	年 度	平成27年度
立 入 検 査 事 業 場 数		31
集 取 点 数		19
改善の技術的助言を行った件数		8

4 農薬関係業務

(1) 農薬の登録検査

農林水産大臣の指示に基づき、申請者から提出された申請書や各種試験成績について、薬効・薬害のほか、厚生労働省が食品安全委員会の毒性評価結果に基づいて定める残留農薬基準及び環境省が定める登録保留基準に抵触しないかなど、人畜や環境への安全性の面から、適用範囲、使用方法及び使用上の注意等を審査するとともに、見本品の品質の検査を行い、検査結果を農林水産大臣に報告しています。

ア 平成27年度の検査状況

平成27年度に検査を終了し農林水産大臣に報告したものは表4-1のとおりでした。

この他、1, 393件の農薬について再登録に係る検査を行いました。

表4-1 農薬登録検査報告件数

分類	指示件数(注1) (当年度+継続分)	検査報告件数
基準必要(注2)	547	67
上記以外	1,802	1,095

注1 指示件数：前年度から検査を継続し、平成27年4月1日時点での検査未了農薬を含む。

注2 基準必要：農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬。

イ 平成27年度の農薬審査報告書の公表状況

新しい有効成分の農薬の登録にあたって、人の健康や環境への影響の有無を判断した科学的根拠等を、消費者、農薬の使用者、農薬使用の指導者等へ示すとともに審査の透明性を確保するため、平成27年度は、表4-2のとおり、8つの新しい有効成分について農林水産省と共同で審査報告書を作成し、農林水産省のホームページで公表しました。(表4-2)

表4-2 農薬審査報告書公表

	新規有効成分名	用途	審査報告書公表日
1	イプフェンカルバゾン	除草剤	平成27年7月16日
2	ピリオフェノン	殺菌剤	平成27年10月9日
3	ペンフルフェン	殺菌剤	平成28年1月8日
4	ピロキサスルホン	除草剤	平成28年1月22日
5	アメトクトラジン	殺菌剤	平成28年2月12日
6	シアントラニリプロール	殺虫剤	平成28年3月11日
7	フェノキサスルホン	除草剤	平成28年3月31日
8	フルフェナセット	除草剤	平成28年3月31日

ウ 登録検査に係る検討会の開催状況

登録検査における微生物農薬の評価及び農薬の使用時に係る安全性の評価をより適切に進めるため、学識経験者から技術的助言を得る場として、「微生物農薬検討会」及び「農薬使用時安全性検討会」を設置しています。平成27年度においては、農薬使用時安全性検討会を3回開催しました。

(2) 農薬G L P制度に基づく査察

平成27年度の査察状況

我が国では、農薬の登録申請時に提出される試験成績のうち、毒性及び残留性に関わる試験成績に関する信頼性を一層確実にするために、昭和59年からG L P (Good Laboratory Practice) に係る制度が設けられています。G L P制度とは、試験成績の信頼性を確保することを目的とした試験施設に対する監査制度で、G L P基準に従った管理、運営状況及び試験成績の作成状況について査察を行っています。査察の対象とする試験範囲は、以下の64項目となっています。

- ・ 毒性試験（急性毒性、慢性毒性、発がん性など）【毒性】 32項目
- ・ 物理的・化学的性状試験（蒸気圧、溶解度、土壌吸着など）【物化性】 15項目
- ・ 水産動植物への影響試験（魚類、ミジンコ類、藻類）【水生】 10項目
- ・ 生体内等代謝（動態）試験（動物、植物、家畜、土壌、水）【代謝（動態）】 5項目
- ・ 残留性試験（農作物、家畜）【残留】 2項目

平成27年度における試験施設への査察は、農林水産省からの要請に基づき、農林水産省に申請のあった23試験施設について実施しました。（表4-3）

表4-3 G L P試験施設査察実施状況

査察実施試験施設数					
総施設数	適用対象試験分野内訳				
	毒性	物化性	水生	代謝（動態）	残留
23	9	10	5	3	8

(3) 農薬の立入検査等

農林水産大臣の指示により、農薬製造者、販売者、その他農薬使用者に立入り、農薬のラベルや農薬の製造に関する帳簿等の検査を行うとともに、集取した農薬について品質、表示等の検査を行い、農薬の品質の適正化及び安全性の確保、無登録農薬や品質不良農薬の流通の防止を図っています。

平成27年度においては、農林水産大臣指示のあった新規化合物農薬を製造している製造場及び近年検査を実施していない製造場を対象に23都道府県下の69製造場について立入検査を実施し、農薬の製造及び品質管理状況、法令の遵守事項等の検査を行うとともに、24点の農薬を集取し、品質、容器又は包装及び表示事項等について検査を行い、検査結果を農林水産大臣に報告しました。(表4-4)

表4-4 製造場に対する立入検査状況(平成27年4月～平成28年3月)

立入検査実施都道府県数	立入検査件数	集取農薬数
23	69	24

(4) 農産物に係る農薬の使用状況及び残留状況調査分析

農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、農林水産省の実施計画に基づき農産物に係る農薬の使用状況及び残留状況についての調査分析等を行っています。

平成27年度においては、野菜・果実及び米穀についての農薬の使用状況の調査点検及び残留農薬の調査分析を行い、各点検結果及び分析結果を農林水産省に迅速に報告しました。(表4-5)

表4-5 農産物に係る農薬の使用状況及び残留状況の調査分析等件数

品目	点検件数	分析件数
野菜・果実	180	179
米穀	60	60

なお、平成27年10月1日の農林水産省の組織改編により、それまで地方農政局地域センター等が担っていた農産物に係る農薬の使用状況の調査点検や残留農薬分析用試料のサンプリング等についても、FAMICが残留状況の調査分析(残留農薬分析)に加えて実施することになりました。

(5) 調査研究

農薬の検査等に関する調査研究については、登録検査業務遂行に必要な技術力の向上及び残留農薬の調査に必要な分析技術の効率化を目的として、次の課題に関わる課題を11課題選定し、実施しました。(P44、表14-2)

- ア 農薬の人畜・環境への影響に関する課題(6課題)
- イ 農薬等の品質・薬効等に関する課題(4課題)
- ウ 残留農薬の分析に関する課題(1課題)

(参考) 平成27農薬年度における農薬登録の概要取りまとめ

1 農薬登録の概要

平成27農薬年度（平成26年10月1日～平成27年9月30日）に登録された農薬は、新規登録184件、再登録1,246件、現に登録を受けている農薬についての事項変更登録（適用拡大等）1,105件でした。前農薬年度に比べると、事項変更登録は減少しましたが、新規登録及び再登録は増加となりました。

新規登録された有効成分は8（殺虫剤3、殺菌剤3、除草剤1、その他1）であり、これらの新規有効成分を含む農薬は14種類（殺虫剤4、殺菌剤4、殺虫殺菌剤3、除草剤2、その他1）、16銘柄が登録されました。既登録有効成分の農薬は137種類（殺虫剤33、殺菌剤19、殺虫殺菌剤20、除草剤58、農薬肥料4、植物成長調整剤2、その他1）、168銘柄が新たに登録されました。

新規登録された農薬の銘柄ごとの用途別件数は、殺虫剤46件（25.0%）、殺菌剤28件（15.2%）、殺虫殺菌剤28件（15.2%）、除草剤73件（39.7%）、農薬肥料5件（2.7%）、植物成長調整剤2件（1.1%）、その他2件（1.1%）でした。（表4-6及び表4-7）

表4-6 農薬年度別登録件数

種類 \ 農薬年度	23	24	25	26	27
新規登録	182 (100.0)	156 (100.0)	230 (100.0)	171 (100.0)	184 (100.0)
殺虫剤	26 (14.3)	27 (17.3)	35 (15.2)	39 (22.8)	46 (25.0)
殺菌剤	20 (11.0)	28 (17.9)	38 (16.5)	36 (21.1)	28 (15.2)
殺虫殺菌剤	33 (18.1)	23 (14.7)	28 (12.2)	21 (12.3)	28 (15.2)
除草剤	83 (45.6)	55 (35.3)	127 (55.2)	66 (38.6)	73 (39.7)
農薬肥料	9 (4.9)	9 (5.8)	1 (0.4)	0 (0.0)	5 (2.7)
殺そ剤	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
植物成長調整剤	5 (2.7)	7 (4.5)	0 (0.0)	3 (1.8)	2 (1.1)
その他	6 (3.3)	7 (4.5)	1 (0.4)	6 (3.5)	2 (1.1)
再登録	1,223	1,248	1,348	1,220	1,246
登録事項変更登録	1,426	1,203	1,101	1,124	1,105

注 平成27年9月末日現在 有効登録件数4,375件

- ・平成25、26、27農薬年度の3ヶ年合計が上記有効登録件数と異なるのは、3ヶ年の登録有効期間中に製造廃止された農薬があることによる。
- ・（ ）内は、新規登録されたそれぞれの製剤の割合（%）を示す（小数第二位を四捨五入）。

表4-7 新規登録農薬の内訳

含有する有効成分数別登録件数

(銘柄数)

区分	殺虫剤	殺菌剤	殺虫殺菌剤	除草剤	農薬肥料	植物成長調整剤	その他	計
単剤	40	18	0	12	4	2	2	78
2種混合剤	6	9	12	13	1	0	0	41
3種混合剤	0	1	13	42	0	0	0	56
4種混合剤	0	0	2	6	0	0	0	8
5種混合剤	0	0	1	0	0	0	0	1
計	46	28	28	73	5	2	2	184

2 新規有効成分の登録

平成27農薬年度には8種類の新規有効成分が登録されました。これらの新規有効成分の種類及び化学名等は表4-8のとおりです。

表4-8 平成27農薬年度に登録された新規有効成分

区分	種類名	農薬名	新規有効成分の化学名	会社名	登録年月日	剤型(有効成分)	適用内容
殺虫剤	ヒ°フルブ°ミト°	ダ°ニコング°フロアブル、他	3'-イソブ°チル-N-イソブ°チル-1,3,5-トリメチル-4'-[2,2,2-トリフルオロ-1-メトキシ-1-(トリフルオロメチル)エチル]ヒ°ラゾ°ール-4-カルボ°キサニリト°	日本農薬	H27.2.20	水和剤(20.0%)	茶(カンザ°ワハダニ)、他
	リモニカスカブ°リタ°ニ	リモニカ	リモニカスカブ°リタ°ニ	アリスタ	H27.5.13	剤(125頭/10mL)	野菜類(施設栽培)(アザ°ミウマ類)、他
	アカメカ°シワクダ°アザ°ミウマ	アカメ	アカメカ°シワクダ°アザ°ミウマ	石原産業	H27.6.10	剤(5,000頭/L)	野菜類(施設栽培)(アザ°ミウマ類)
殺菌剤	ラクトバ°チルス°フ°ランタラム	ラクトカ°ート°水和剤	ラクトバ°チルス°フ°ランタラム B Y株	Meiji Seikaファルマ	H27.5.27	水和剤(1×10 ¹⁰ CFU/g)	野菜類(軟腐病)、他
	マンデ°ストロビ°ン	スクレア°フロアブル、他	(RS)-2-メトキシ-N-メチル-2-[α-(2,5-キシリルオキシ)-o-トリル]アセトアミト°	住友化学	H27.9.14	水和剤(40.0%)	なす(菌核病)、他
	トルブ°ロカルブ°	サンブ°ラス粒剤、他	2,2,2-トリフルオロエチル=(S)-[2-メチル-1-(p-トルオイルアミノメチル)フ°ロヒ°ル]カルバ°マート	三井化学アグ°ロ	H27.9.18	粒剤(3.0%)	稲(いもち病)
除草剤	フルフェナセツト	リバ°レータ°フロアブル、他	4'-フルオロ-N-イソブ°ロヒ°ル-2-[5-(トリフルオロメチル)-1,3,4-チアジ°アゾ°ール-2-イルオキシ]アセトアニリト°	バ°イエル	H26.11.17	水和剤(33.6%)	小麦(秋播栽培)(一年生雑草)、他
その他	(E)-3-テトラテ°セニル=アセタート(コッシンルアの成分)	ホ°クトウコン°H	(E)-3-テトラテ°セニル=アセタート	信越化学	H27.3.4	剤(74.1%)	果樹類(交尾阻害)(ヒメ°クトウ)

5 飼料及び飼料添加物関係業務

(1) 飼料等の立入検査等

農林水産大臣の指示に基づき、製造事業場等への立入検査を行い、飼料等の収去を行っています。

立入検査した際に収去した飼料及び飼料添加物については分析・鑑定を行い、その結果を農林水産大臣に報告しています。分析・鑑定結果の概要は、農林水産大臣が公表しています。

また、立入検査及び分析・鑑定の結果、違反等が認められた場合には、農林水産省からの指示に基づき出荷停止、回収、改善措置等について技術的助言を行っています。

ア 立入検査の内容

製造現場において飼料及び飼料添加物、業務に関する帳簿・書類、その他の物件により、製造工程の確認、表示票検査、入荷経緯等に関する検査を実施しています。

イ 収去品の分析・鑑定

収去した飼料等について、有害物質が指導基準以下であるか、飼料添加物が適正に添加されているか等について分析を行っています。また、肉骨粉の混入の有無等を確認するために鑑定を行っています。

平成27年度は、566事業場に立入検査を実施し、704点の飼料等の分析を実施しました。
(表5-1)

表5-1 立入検査及び収去品の検査実績

区 分	年 度	平成27年度
検査箇所数		566
収去点数		704
うち不合格点数 (不合格率%)		1 (0.1%)
分析成分点数		5,527

注 分析成分点数は安全性試験に係るもの。

(2) 愛玩動物用飼料の立入検査等

ペットフード安全法に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示に基づき、製造事業場等へ立入検査を行い、愛玩動物用飼料等の集取を行っています。

立入検査した際に集取した愛玩動物用飼料及びその原料については分析を行い、その結果を農林水産大臣に報告しています。分析結果の概要は、農林水産大臣が公表しています。

また、立入検査及び分析の結果、違反等が認められた場合には、農林水産省からの指示に基づき出荷停止、回収、改善措置等の技術的助言を行っています。

ア 立入検査の内容

製造現場において愛玩動物用飼料及びその原料、業務に関する帳簿・書類、その他の物件により、製造工程の確認、表示票検査、入荷経緯等に関する検査を実施しています。

イ 集取品の分析

集取した愛玩動物用飼料（農林水産省が集取したものを含む。）について、規格に適合しているか等について分析を行っています。

平成27年度は、61事業場に対して立入検査を実施し、愛玩動物用飼料34点を集取しました。農林水産省が集取したものを含め、113点の愛玩動物用飼料の分析を実施しました。（表5-2）

表5-2 立入検査及び集取品の検査実績

区 分	年 度	平成27年度
検 査 箇 所 数		61
集 取 点 数（農林水産省分含む）		113
うち不合格点数		0
分 析 成 分 点 数		162

注 分析成分点数は安全性試験に係るもの。

(3) 検定等関係業務

飼料安全法において、特定添加物〔飼料添加物に指定されている抗生物質製剤〕については検定を受け、これに合格したことを示す合格証紙が付されているもの、または登録特定飼料等製造業者が製造したものであることを示す表示を付したものでなければ販売してはならないとされています。

ア 特定添加物の検定及び表示に関する業務

特定添加物の製造業者及び輸入業者からの申請に基づき、特定添加物の製造又は輸入ロット毎に試験品の採取、試験及び合格証紙の貼付等の検定業務を行っています。

平成27年度は、特定添加物の検定を182件実施しました。(表5-3)

表5-3 特定添加物の検定実績

区 分 \ 年 度	平成27年度
特定添加物の検定件数	182
うち不合格件数	1

イ 登録検定機関に対する調査等

登録検定機関（公定規格の登録検定機関）に対して分析技術の維持・向上を図るための共通試験を用いた試験を実施するとともに、検定実績のある登録検定機関に対する調査を行い、それら登録検定機関の技術水準の確認及び必要な技術指導を行っています。

平成27年度は、登録検定機関の技術水準の共同試験を6機関7事業所に対して実施し、試験の結果、技術的指導を4件実施しました。

また、検定実績のある登録検定機関5機関6事業所に対する調査を実施しました。(表5-4)

表5-4 登録検定機関に対する調査等

区 分 \ 年 度	平成27年度
登録検定機関共同試験数 (うち指導件数)	7 (4)
登録検定機関調査件数	6

(4) 飼料安全法及びペットフード安全法の基準・規格の設定に資するための検査等

ア 農林水産省で行われる飼料及び飼料添加物の基準・規格の設定に資するため、農林水産省の要請に応じ、それらの基準・規格及び検討資料等の妥当性の調査並びに飼料分析基準に関する試験法等の開発及び改良を行っています。

飼料及び飼料添加物の基準・規格の設定に資するため、平成27年度は、L-カルニチン及びフィターゼの成分規格設定案について、科学的妥当性の調査及び試験法の検証を実施しました。また、飼料添加物モネンシナトリウムのほ乳期子牛育成用配合飼料への適用拡大に係る検討資料の妥当性調査のため、定量試験に用いた製剤及び飼料の分析等を実施し、農林水産省へ結果を報告しました。

飼料分析基準に関する試験法等の開発及び改良については、農林水産省の要請に基づき8課題の検討を実施し、その結果について外部有識者を含む飼料分析基準検討会に諮り、了承を得た内容を農林水産省へ報告しました。(表5-5)

イ 農林水産省の要請に応じて愛玩動物用飼料等の検査法の制定のための検討及び愛玩動物用飼料の基準・規格の検討に資するための検査を行っています。

平成27年度は、農林水産省の要請に基づき愛玩動物用飼料等の検査法制定のため1課題の検討を実施し、その結果について外部有識者を含む飼料分析基準検討会に諮り、了承を得た内容について愛玩動物用飼料等の検査法の改正を行うとともに、農林水産省に報告しました。なお、基準・規格の検討に資するための検査の要請はありませんでした。(表5-5)

ウ その他、農林水産省が主要な抗菌性物質に対する耐性菌の動向等を把握し、家畜に使用する抗菌性物質による人の健康と獣医療に対するリスク評価及びリスク管理の基礎資料を得ることを目的とした調査を分担して実施しています。

平成27年度は耐性菌発現モニタリング調査の担当部分を実施し農林水産省へ結果を報告しました。(表5-6)

表5-5 飼料分析基準等に関する試験法の開発及び改良

課題数	課題名
飼料（8課題）	(ア) 飼料中のフザリウムトキシンの液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による同時定量法の確立（平成27年度終了） (イ) 飼料中のアセフェート及びメタミドホスの液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による同時定量法の確立（平成27年度終了） (ウ) 飼料中のイマザピック及びイマザピルの液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による同時定量法の確立（平成27年度終了） (エ) 飼料用イネ中のエスプロカルブ他4成分の液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による同時定量法の確立（平成27年度終了） (オ) 稲わら中のオキシリニック酸の液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による定量法の確立（平成27年度終了） (カ) 大豆及び大豆油かす中のジカンバ及びDCSAの液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による同時定量法の確立（平成27年度終了） (キ) 飼料中のデルタメトリン異性体を農薬のガスクロマトグラフ質量分析計による一斉分析法（飼料分析基準収載法）の分析対象化合物に追加するための妥当性確認（平成27年度終了） (ク) 飼料用イネ中のフサライドのガスクロマトグラフ質量分析計による定量法の確立（平成27年度終了）
愛玩動物用飼料（1課題）	(ア) 愛玩動物用飼料等の検査法収載法のスナック製品への適用のための妥当性確認

表5-6 農林水産省が行うリスク評価及びリスク管理に資するための調査

課題名	概要
抗菌性飼料添加物の薬剤耐性菌発現モニタリング調査（1課題）	家畜・鶏の糞便から分離された腸球菌について微量液体希釈法により薬剤感受性試験を行った。（平成28年度継続）

(5) 工程管理及び品質管理等に関する検査等

ア GMPガイドラインに基づく確認検査

「抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドライン」（平成19年4月10日付け18消安第13845号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤を製造する事業場について、ガイドラインへの適合状況の確認検査を行っています。

平成27年度は、配合飼料等製造事業場39ヵ所に対して抗菌性GMPガイドラインに基づく確認検査を実施しました。（表5-7）

表5-7 抗菌性GMPガイドラインに基づく確認検査件数

区分	年度	平成27年度
配合飼料事業場		38
飼料添加物事業場		1

イ 特定飼料等製造業者の登録等に関する調査

特定飼料等（インド産落花生の油かす及び特定添加物）の製造業者の事業場において、特定飼料等製造設備、特定飼料等検査設備、製造管理及び品質管理の方法、検査のための組織等が農林水産省令で定める基準等に適合していることを確認するための調査を実施しています。

平成27年度は、特定添加物製造業者の登録等に関する調査に係る申請はありませんでした。

(6) 牛海綿状脳症のまん延防止関係

BSE発生防止等のため、農林水産大臣の指示に基づき①チキンミール、フェザーミール、豚血粉、魚粉、豚肉骨粉、原料混合肉骨粉等の製造事業場において、これら以外のたん白質が混入しない製造工程で製造されたことについて確認をする検査、②ゼラチン、コラーゲンの製造事業場において、農林水産省が規定する条件で製造されたことについて確認をする検査、③動物性油脂の製造事業場において、牛のせき柱が混入しない製造工程で製造されたことについて確認をする検査、④輸入魚粉等の輸入先の製造事業場において、他のたん白質が混入しない製造工程で製造されたことについて書類により確認をする検査（大臣確認検査）を行っています。また、肉骨粉等を原料とするペットフードの製造事業場において、農林水産省が規定する条件で製造されたことについて確認をする検査（センター確認検査）を行っています。

平成27年度は、①～③の大臣確認検査20件、④の大臣確認検査144件、製造に係るセンター確認検査15件及び輸入に係るセンター確認検査1件を実施しました。（表5-8）

表5-8 大臣等確認検査数

区 分 \ 年 度	平成27年度
大臣確認検査①～③（注1, 2）	20
大臣確認検査④（注1）	144
センター確認検査・製造（注3）	15
センター確認検査・輸入（注3）	1

注1 「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成17年3月11日付け農林水産省消費・安全局長通知）に基づくもの

注2 新規確認事業場のみを計上

注3 「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成13年11月1日付け農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）に基づくもの

（7） 安全性確保に関するモニタリング検査

飼料又は飼料添加物中の抗菌性飼料添加物、有害物質、病原微生物の基準・規格適合検査等を実施しています。

平成27年度は、2, 362点のモニタリング検査を実施しました。（表5-9）

表5-9 モニタリング検査点数

区 分 \ 年 度	平成27年度
飼料及び飼料添加物中の飼料添加物の基準・規格適合検査	130
飼料中の農薬、かび毒、有害金属等の有害物質の基準適合検査	1, 313
飼料中の病原微生物の基準・規格適合検査	307
飼料中の肉骨粉等の分析・鑑定	443
遺伝子組換え体	1
放射性セシウム	168
計	2, 362

（8） 調査研究

飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究については、飼料等の分析技術の進歩等に伴う分析法の改良などの飼料等安全確保に必要な課題を2課題実施しました。（P45、表14-3）

6 食品表示の監視に関する業務

(1) 食品表示の科学的検査

原産地や品種、加工食品の原材料等が正しく表示されているか否か等について、各種の成分分析、DNA分析、元素分析、安定同位体比分析等による食品表示の真正性を確認するための科学に基づく検査（以下「科学的検査」という。）を実施しています。

また、遺伝子組換えの表示対象食品にあつては、科学的検査の結果、遺伝子組換え原料の混入の可能性のあるものについては、分別生産流通管理（IPハンドリング）等が適正に行われているかどうか製造業者等への調査（以下「IP調査」という。）を行っています。

平成27年度は、食品表示の科学的検査を、合計6,635件実施しました。

検査の結果、疑義が認められたもの182件について、農林水産省に報告しました。

主な検査結果は、以下のとおりです。

ア 質の高い検査

食品表示監視行政への支援を強化するため、科学的検査の質の向上に新たに取り組み、高精度確認検査13件、スクリーニング検査130件、合計143件の質の高い検査を導入しました。

イ 食品の原産地表示に関する検査

過去の違反が多く、行政ニーズが高い原産地表示に関する検査については、農林水産省の意向を踏まえつつ、国産と外国産の価格差が大きい品目など重要度の高い品目を中心に検査対象を選定し、行政機関等からの要請による検査を含め23品目・2,088件（前年度より344件増）の検査を実施しました。（表6-1）

表6-1 食品の原産地表示に関する検査件数

品 目		検査件数
生鮮食品	黒大豆	7
	さといも	106
	ごぼう	105
	ねぎ	10
	たまねぎ	144
	かぼちゃ	127
	まつたけ	6
	にんにく	1
	まぐろ	150
	しじみ	105
	あさり	127
	加工食品	小麦加工品
乾しいたけ		50
冷凍ほうれんそう		10
果実加工品		60
はちみつ		42
あじ加工品		143
さば加工品		150
うなぎ加工品		151
たこ加工品		120
かずのこ・にしん加工品		20
干のり		182
塩蔵わかめ		94
計		2,088

ウ 遺伝子組換え表示に関する検査

消費者の関心が高い遺伝子組換え表示に関する検査について、商品ごとの流通実態を勘案して検査対象の選定を行い348件実施しました。

科学的検査の結果、遺伝子組換え原料の混入の可能性があるものは51件あり、IP調査を行いました。

エ 食品表示110番への対応

食品表示110番等を通じて寄せられた被疑情報37件について、農林水産省関係部局等に報告しました。

(2) 食品表示法に基づく立入検査等

(1) の食品表示の科学的検査及び食品表示 110 番等に寄せられた食品表示等の被疑情報に基づく事実関係の確認を行った結果、不適合表示の疑いが生じた場合には、農林水産大臣の指示に基づき、製造業者、販売業者、輸入業者等の事業者に対し立入検査を実施するほか、農林水産省の要請に基づく任意調査を実施しています。

また、都道府県等が行う立入検査等への同行（協力調査）、農林水産省が改善指示又は指導を行った事業者等に対し改善の状況を確認する調査（確認調査）も実施しています。

平成 27 年度は、立入検査を 23 件、協力調査を 2 件及び確認調査を 1 件実施しました。（表6-2）

表6-2 立入検査等実施件数

区 分	件数	事業所数	延べ実施回数
立入検査	23	29	72
任意調査	0	0	0
協力調査	2	2	6
確認調査	1	3	4
計	26	34	82

(3) 調査研究

食品表示監視業務へ活用するため、分析技術、判別技術の開発・改良に関する課題を 18 課題実施しました。（P46、表14-4）

7 農林物資の規格化等に関する業務

(1) 登録認定機関等に対する調査等

JAS規格制度は、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図るため、農林水産大臣が制定した日本農林規格（JAS規格）に適合している製品にJASマークを表示することを認める制度です。

JAS規格の定められた農林物資が、その該当するJAS規格に適合していると判定することを「格付」といい、農林物資の製造、加工、輸入又は販売を業とする者、農林物資の生産行程、流通行程を管理又は把握する者（以下「事業者」という。）が格付を行ってJASマークを表示する仕組みは次のとおりです。

- ① 農林物資にJASマークを表示しようとする事業者は、工場又は事業所及び農林物資の種類ごとに登録認定機関に認定を申請します。
- ② 申請を受けた登録認定機関は、申請者の管理体制等が認定の技術的基準に適合するかどうかについて調査し、認定を行います。
- ③ 認定を受けた事業者は、その認定に係る農林物資についてJAS規格に適合するかどうかの検査を行い、適合する場合にはJASマークを表示することができます。

ア 登録申請等に係る調査

農林水産省の指示により、登録認定機関として新規の登録又は登録の更新を申請する機関並びに登録内容の変更の届出を行う機関に対し、技術上の調査を実施しています。技術上の調査は、JAS法に規定されている登録の基準に合致しているかについて、国際基準（ISO/IEC 17011（適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項））に準拠した手続きにより書類審査及び実地の調査を行うもので、その結果を農林水産省に報告しています。

また、外国にある事業所で外国の事業者を認定する機関（登録外国認定機関）に対しても、同様に調査を実施しています。（以下、登録認定機関及び登録外国認定機関を「登録認定機関等」という。）

平成27年度は、新規の登録申請0件、更新申請14件、登録内容の変更の届出389件に対応し、計403件（うち登録外国認定機関72件）の技術上の調査を実施しました。（表7-1）

表7-1 技術上の調査件数

区 分	新規申請	更新申請	変更届出	計
登録認定機関	0	7	324	331
登録外国認定機関	0	7	65	72
計	0	14	389	403

イ 定期的調査

登録認定機関等の認定業務が適正に行われているかを確認するため、農林水産省から依頼された登録認定機関等に対して、次の調査等を定期的に行っています。また、調査の結果、確認された問題点については、現地で指摘を行うとともに、基準等に適合していない状態が生じている登録認定機関に対しては文書により是正を求め、その処置内容を確認しています。

- 事業所調査 : 登録認定機関等の事業所での書類調査及び聞き取り調査
- JAS格付品検査 : 市販のJASマーク表示製品を規格に定められた方法で分析・測定し、品質、性能等がJAS規格に適合しているかを確認するための検査
- 認定業務の立会調査 : 登録認定機関等が行う事業者の認定調査や認定後に行う確認調査の現場に立会って行う調査
- 製品検査施設調査 : 品位等品質の基準を内容としたJAS規格に係る登録認定機関に対して実施する製品検査のための施設の調査

平成27年度は、登録認定機関等に対し調査を実施し、基準等に適合していない事項を認めた48機関に対して文書による是正要求を行いました。また、事業所調査が終了し是正処置状況の確認を行った128機関（145事業所）について、結果をとりまとめ農林水産省へ報告しました。（表7-2）

表7-2 登録認定機関等の定期的調査件数

区 分	定期的調査報告機関数	格付品検査件数	立会調査件数	製品検査施設調査件数
飲食料品	14 (19)	192	66	20
林産物	15 (22)	126	42	39
畳表及び生糸	3 (3)	5	5	3
生産情報公表牛肉等	15 (15)	4	10	-
有機農産物等	81 (86)	528	189	-
計	128 (145)	855	312	62

注 () 内は、報告した事業所数である。定期的調査報告機関数には、平成26年度に事業所調査を実施し平成27年度に農林水産省へ報告した22機関を含み、平成27年度に事業所調査を実施し平成28年度に農林水産省への報告予定の8機関を含まない。

(2) JAS法に基づく立入検査等

(1) のイの定期的調査における調査の結果及び食品表示110番等に寄せられた食品表示等の被疑情報に基づく事実関係の確認を行った結果、不正なJASマーク表示が疑われた場合には、農林水産大臣の指示に基づき、登録認定機関及び認定事業者に対し立入検査、又は農林水産省の要請に基づく任意調査を実施しています。

また、農林水産省が改善指示又は指導を行った事業者等に対し改善の状況を確認する調査（確認調査）も実施しています。

平成27年度は、立入検査を4件、任意調査を2件及び確認調査を3件実施しました。（表7-3）

表7-3 立入検査等実施件数

区 分	件数	事業所数	延べ実施回数
立入検査	4	4	14
任意調査	2	4	5
確認調査	3	3	3
計	9	11	22

(3) JAS規格の見直し等

農林水産大臣は、JAS規格を制定しようとする場合及び既存のJAS規格の内容が適正であるかどうかを確認し、必要があるときは改正し、又は廃止しようとする場合はあらかじめ農林物資規格調査会の議決を経る必要があります。

JAS規格の制定並びに確認、改正又は廃止については、その手続きの透明性を確保するために、農林水産大臣は、毎年度「日本農林規格の制定等に関する計画」を作成し、これに基づき、規格調査を調査実施法人に指示するとともに、JAS規格の原案の作成を原案作成機関に指示します。

FAMICは、「日本農林規格の制定等に関する計画」に従って、農林水産大臣から調査実施法人として指示を受け、規格調査を実施し、その報告書を農林水産大臣に提出しています。また、原案作成委員会の事務局として、原案作成委員会を設置し、作成した原案を農林水産大臣に提出しています。

ア JAS規格の見直し等に係る規格調査

規格調査の内容は次のとおりです。

- 対象品目の製造者、消費者、実需者、流通業者等JAS規格を利用する者に対するアンケート調査及びヒアリング調査（生産・利用実態調査）
- 対象品目の製品の品質及び表示に関する調査（品質実態調査）
- 対象品目と国際規格との整合性の調査（国際規格整合性調査）

平成27年度は、農林水産大臣の指示を受け「日本農林規格の制定等に関する計画」に基づき、調査実施法人として調査を実施し、指示を受けた9品目（14規格）について農林水産大臣に規格調査の結果を報告しました。（表7-4）

表7-4 JAS規格の見直し等に係る規格調査の対象品目数等

区 分	JAS規格 品目数（規格数）	
	飲食料品	林産物
生産・利用実態調査	4（4）	4（9）
品質実態調査	1（1）	3（6）
国際規格整合性調査	5（5）	4（9）

イ J A S規格見直し等に係る原案作成

平成27年度は、農林水産大臣から指示を受け、F A M I Cを事務局として組織する原案作成機関において6品目（7規格）についてJ A S規格の制定・確認・改正又は廃止の原案を作成し農林水産大臣に報告しました。

ウ J A S規格等の測定方法の妥当性確認

J A S規格の見直し等に当たっては、アの規格調査のほか、見直し対象規格の規格基準事項に係る測定方法の改良及び分析値の信頼性を確保するため、測定方法の妥当性確認に係る調査分析を実施しています。この調査分析は、C o d e x、A O A C、I S O等国际的に認知されている測定方法についての文献調査及び関係検査機関等で利用されている測定方法についてのヒアリング調査を行うとともに、新たな分析法の妥当性確認試験や従来法との同等性確認試験を行っています。

また、規格品目に係る検査・分析の専門家や学識経験者等で構成する検討委員会を開催し、測定方法の妥当性確認試験の設計及び試験結果について検討・評価を行っています。

8 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務

食品の安全を脅かす問題や事故の発生を未然に防ぐためには、問題が発生する可能性や問題の程度（リスク）を小さくすることが重要であり、そのためには、あらかじめどこにどのようなリスクがあるかを知ることが不可欠です。このため、農林水産省において農林水産物や食品などが有害化学物質によってどれだけ汚染されているかの調査（サーベイランス・モニタリング）が行われています。

サーベイランス・モニタリングを行うことで、汚染物質の濃度や範囲が明らかになるとともに、食品消費データと組み合わせて人が実際にどれだけ食品から有害化学物質を摂取しているのかを推定することも可能となります。

FAMICでは、国が行う食品等のリスク管理に必要な不可欠な農産物のかび毒などの微量有害物質のサーベイランス・モニタリングに資するための分析検査を行い、その結果を農林水産省に報告しています。

平成27年度は、農産物1,788点について実態調査を実施し、その結果を農林水産省に報告しました。(表8)

表8 リスク管理に資するための有害物質の実態調査点数

分析対象	分析項目	点数
農産物	麦類中のかび毒（デオキシニバレノール（DON）・3-アセチルDON・15-アセチルDON、ニバレノール（NIV）・4-アセチルNIV、T-2トキシン・HT-2トキシン、ゼアラレノン、DON-3-グルコシド、ジアセトキシシルペノール）	1,686
	ふき及びふきのとう中のピロリジジナルカロイド	102
	計	1,788

さらに、信頼性の高い分析マネジメントシステムを構築するため、農林水産省が優先的にリスク管理を行う有害化学物質について、農林水産省の指示の下、国際的に妥当性が確認されている分析法の調査・検証を行い、標準となる作業書を作成しています。

平成27年度は、農林水産省がサーベイランス・モニタリング計画において調査対象とした危害要因及び食品群について分析能力を確立するため、対象危害要因・食品の選定、分析法の情報収集、分析法に求める性能要件の検討、分析法の標準作業書原案の作成、試行、妥当性確認を進め、次の標準作業書を作成しました。

- ・LC-MS/MSによるふき及びふきのとう中のピロリジジナルカロイド類分析標準作業書
- ・GC-MSによるフレンチフライポテト、レトルトカレー中のアクリルアミド分析標準作業書
- ・GC-MS/MSによるアクリルアミド分析標準作業書（インスタントコーヒー、ほうじ茶）
- ・LC-ICP-MSによる形態別ヒ素の分析標準作業書（玄米、精米）
- ・GC/MSによるアクリルアミド分析標準作業書（ポテトスナック、ビスケット、パン類、米菓、麦茶）
- ・LC-MS/MSによるアフラトキシン類分析標準作業書（玄米、小麦、大麦）
- ・LC/MS/MSによるかび毒の一斉分析標準作業書（ジアセトキシシルペノールの追加）
- ・GC/MSによるアクリルアミド分析標準作業書案（ポテトスナック、ビスケット、パン類、米菓、麦茶、コーヒー豆）（コーヒー豆の追加）
- ・LC-MS/MSによるオクラトキシンAの分析標準作業書案
- ・LC/MS/MSによるフモニシン類（B1、B2、B3）の一斉分析標準作業書案

このほか、以下の2件の標準作業書を作成しました。

- HPLC-FLによるアフラトキシン類分析標準作業書（黒糖、落花生またはその加工品）
- 誘導結合プラズマ質量分析計（ICP-MS）を用いた魚介類中の総ヒ素、カドミウム、総水銀及び鉛分析標準作業書

平成27年度サーベイランス・モニタリング調査で、国が分析を委託した総アフラトキシン及びアクリルアミドの実態調査について、受託した検査機関より調査に使用した総アフラトキシン試料20点（黒糖及びその加工品10点、落花生及びその加工品10点）、アクリルアミド試料30点（インスタントコーヒー10点、ほうじ茶10点、レトルトカレー10点）を入手し、作成した分析標準作業書にしたがって、クロスチェックのための分析を行い、農林水産省に報告しました。

9 国際関係業務

国際標準化機構（ISO）の国内審議団体として活動するとともに、農林水産省と連携し、食品等に関する国際規格、農薬登録制度に関する国際調和や農薬の国際残留基準設定のための技術的な支援等を行っています。

また、開発途上国からの技術協力要請に対し、技術専門家として職員の派遣、研修生の受入、情報提供などに対応しています。

(1) ISOの国内審議団体としての活動

国際標準化機構／食品専門委員会（ISO／TC34）、木質パネル専門委員会／合板分科委員会（TC89／SC3）及び木材専門委員会（TC218）では、食品、飼料及び林産物等の分析法や安全性・品質管理等に関する規格の検討が行われており、これらの検討に積極的に関わるため、我が国も投票権のあるメンバーとして規格作成に関わっています。

FAMICは国内審議団体として各専門委員会、分科委員会等において検討されている案件について情報の収集、国内の意見の集約を行なうとともに、専門家会合への職員派遣等の活動を行っています。

平成27年度は、ISO／TC34、官能分析分科委員会（SC12）、分子生物指標の分析に係る横断的手法分科委員会（SC16）、食品安全のためのマネジメントシステム分科委員会（SC17）、及びTC218の国内審議団体として、情報収集・整理及び国内関係者への情報提供等を行い、外部有識者等からなる委員会を4回開催して国内意見を集約するとともに、国際会議に5回参加し、ISO提案規格への国内意見の反映に努めました。（表9-1）

表9-1 国際会議への役職員派遣回数及び国内委員会開催回数

審議団体	TC34 /SC16	TC34 /SC17	TC89 /SC3	TC218	TC165 (注2)	計
国際会議(派遣職員数)(注1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (0)	5回 (4名)
国内委員会	1	1	1	1	0	4回

注1 この他に職員以外に専門家を派遣している場合もある。

注2 ISOでは、他の専門委員会の標準化領域とオーバーラップしている部分がある規格案について、整合的かつ重複せずに円滑に作業を進めるために、「リエゾン（Liaison、連携役）」と呼ばれる委員を相互の委員会に派遣し、連携を図っている。ISO／TC165（木質構造専門委員会）はFAMICで国内審議団体とはなっていないが、TC89／SC3及びTC218とリエゾン関係にあるため、国際会議へ専門家を派遣した。

(2) 農薬の登録制度の国際調和、国際残留基準の設定への対応

農薬の登録制度等に関する国際調和のために、OECD等の国際会議に参加するとともに、FAO/WHO合同国際食品規格委員会(Codex委員会)に出席する農林水産省の職員に対して技術的知見に基づき支援を行いました。

なお、平成27年度は、国際会議等に4回参加しました。(表9-2)

表9-2 農薬登録制度等に係る国際会議等への参加実績

出席会議等	開催国	参加(出張)期間	出張者
第29回OECD GLP作業部会	フランス	H27.4.15~4.19	2名
OECD WNTミツバチ毒性試験専門家会合	フランス	H27.4.21~4.26	2名
OECD農薬作業部会生物農薬ステアリング会合等	フランス	H27.5.17~5.21	1名
国際農薬分析法協議会(CIPAC)関連会合	ギリシャ	H27.6.13~6.20	2名

(3) 国際協力

農林水産省、独立行政法人国際協力機構等の関係機関からの要請を受け、開発途上国等からの技術支援要請に対応するための専門家として役職員の海外派遣を行うとともに、海外からの研修員の受入れ等を行っています。

平成27年度は、専門家として職員を2回派遣するとともに、海外からの研修員の受入研修を3回実施しました。(表9-3)

表9-3 国際協力業務に関する実績

区分	実績
専門家の派遣 (派遣回数)	2回(2名)
外国人受入研修 (実施回数)	3回(20名/延べ10カ国)

(4) 国際獣疫事務局（O I E）コラボレーティング・センターとしての飼料の安全性に関する活動

F A M I CはO I Eの「飼料の安全と分析分野」におけるコラボレーティング・センターとして、飼料の安全性に関する情報収集や発信、技術協力等の取組を行っています。

平成27年度は、輸入飼料原料のモニタリング結果や、分析法をホームページに掲載しました。また、J A P A N V M P F o r u m及びJ I C A課題別研修にO I Eコラボレーティング・センターとして講師を派遣し、飼料に係るモニタリング結果、分析法等に係る情報の提供を行いました。

(5) その他

農林水産省及び厚生労働省が主催する「コーデックス連絡協議会」及び一般財団法人食品産業センターが主催する「コーデックス対策委員会」に参加し、コーデックス委員会総会及び各部会等における食品規格の検討状況についての情報収集も行っています。

平成27年度は、コーデックス関連の国内会議に8回出席しました。

10 カルタヘナ法関係業務

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第32条第2項の農林水産大臣の指示があったときは、同条第1項の規定に基づき、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施し、その結果を速やかに農林水産大臣に報告することとなっています。

また、農林水産大臣から同法第31条第1項の規定に基づき収去した遺伝子組換え生物等の検査の依頼があった場合は、適切に実施することとなっています。

平成27年度においては、農林水産大臣からの同法第32条第2項の規定に基づく指示及び第31条第1項の規定に基づく検査の依頼はありませんでした。

11 依頼検査

都道府県や事業者等からの依頼を受けて、肥料、飼料等、土壌改良資材、農林物資（食品、林産物）の品質の検査を有料で行っています。

平成27年度は、実績はありませんでした。

1.2 食の安全と消費者の信頼の確保に向けた取組

食品等について、品質又は表示が適正でないものが販売され、又は販売されるおそれがあり、これを放置しては消費者の利益を著しく害すると認められる場合において、農林水産大臣は、消費者の利益を保護するため、FAMICに必要な調査、分析又は検査を実施するよう命ずることができます。（センター法第12条）農林水産大臣から緊急の要請があったときは、FAMICの総力を挙げて迅速かつ効果的に検査を実施し、被害のまん延防止及び原因の特定に努めることとしています。

平成27年度は、センター法第12条に係る緊急の対応について農林水産大臣の要請はありませんでした。

その他、肥料及び飼料において緊急に対応すべき農林水産省からの要請について次の対応を行いました。

- ・ 依頼のあった不適正な肥料を生産した疑義がある業者（1件）が生産・販売した17点の肥料の尿素性窒素等の分析を実施し、速やかに農林水産省に報告しました。
- ・ 肉骨粉等に含まれるシカ由来原料検出のための試験法について検討し、農林水産省に報告しました。
- ・ 稲ホールクroppサイレージの給与が原因と疑われる家畜事故の原因究明のため、かび毒の試験を実施しました。

1.3 情報提供業務

農業生産資材や食品等の品質・安全性、表示等に関する情報、科学的知見、各種制度や検査結果等、生産者、事業者、消費者の関心の高い情報を、分かりやすく提供しています。

(1) ホームページ等による情報提供

ホームページでは、食の安全と消費者の信頼を確保するため、FAMICが行う業務内容・公表事項、農業生産資材や食品等に関する情報等を、科学的観点から分かりやすくタイムリーに提供しています。

メールマガジンでは、FAMICホームページの新着情報、行事・講習会情報のほか、各府省庁等の報道発表資料、その時々話題等の情報を掲載し、月3回以上配信しています。

また、広報誌として「新・大きな目小さな目」を年4回発行しています。

その他、施設見学、農薬検査部一般公開、要請を受けて実施する子ども霞が関見学デー及び農林水産祭「実りのフェスティバル」への出展等を行っています。

平成27年度は、各種媒体を用いた情報提供を表13-1のとおり実施しました。

表13-1 各種媒体による情報提供の実績

媒体	主な掲載情報	実績
ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ・肥料、飼料等の申請等の案内 ・肥料、土壌改良資材、飼料等の検査結果等 ・農薬登録情報 ・食品表示、JAS規格に関する情報 ・検査・分析技術の情報 	更新回数 195回 アクセス回数 474,493回
メールマガジン	<ul style="list-style-type: none"> ・FAMICホームページの新着情報 ・行事・講習会情報 ・各府省庁等の報道発表資料 ・その時々話題 	配信回数 49回 延べ配信数 311,887通
広報誌	<ul style="list-style-type: none"> ・生産資材や食品に関する科学的な知識やFAMICの関係業務の情報 ・表示のQ&A ・行政情報 	発行回数 4回 発行部数 20,000部 (毎回 5,000部)

(2) 相談業務

事業者から寄せられる、農業生産資材や食品等の品質・安全性、表示等に関する相談に対応するとともに、行政サービスの一環として消費者からの相談等に対応しています。

平成27年度は、6,135件に対応しました。(表13-2)

表13-2 相談件数

区分	相談件数
肥料	4,007件
農薬	95件
飼料及び飼料添加物	541件
愛玩動物用飼料	88件
土壌改良資材	73件
食品	1,331件
計	6,135件

(3) 講習会・研修会

地方公共団体、事業者等を対象に、農業生産資材や食品等の安全性・品質・表示等に関するテーマで、FAMICが有する専門的知識を活用した講習会を開催するほか、地方公共団体や事業者団体等が主催する各種講習会への講師派遣を行っています。

平成27年度は、講習会・研修会を計31回開催しました。(表13-3)

また、地方公共団体や事業者等が主催する講習会へ主催者の要請・依頼を受けて講師として役職員を88回派遣するとともに、依頼に基づく研修を4回行いました。

表13-3 FAMICが主催する講習会開催実績

講習会等の名称	対象者	内容	実施回数	参加人数
技術講習会	事業者等	農業生産資材、食品等に関する専門技術的知見を活用した講習	8回	330名
肥料分析実務者研修	都道府県職員	行政職員として肥料の分析技術を取得するための講習	1回	8名
飼料製造管理者講習会	飼料等製造業者	飼料及び飼料添加物の製造管理、関係法令等に関する講習	1回	95名
飼料有害物質混入防止ガイドライン及び抗菌剤GMP研修会	飼料等製造業者	飼料及び飼料添加物の製造管理、関係法令等に関する研修	12回	736名
地方公共団体職員等研修	地方公共団体職員等	食品の品質、検査分析技術等に関する研修	7回	99名
飼料等安全性検査技術取得研修	都道府県職員	行政職員として飼料の分析技術等を取得するための講習	2回	10名
計			31回	1,278名

1 4 調査研究（別表）

表14-1 調査研究課題名及び研究結果概要（肥料関係）

	分野	課題名及び概要
肥料及び土壌改良資材関係業務	肥料の分析法の開発及び改良（7課題）	<p>(ア) 誘導結合プラズマ質量分析法による汚泥肥料中の重金属（カドミウム、ニッケル、クロム及び鉛）の測定（平成27年度終了） 固形の汚泥肥料中の重金属（カドミウム、鉛、ニッケル、クロム）について、各種の干渉の有無を確認し、ICP-MS法による同時測定の適用を拡大することを検討した。Pb、Ni、Cr は干渉等の影響により両方法間に強い相関は得られず、本法の適用は困難でありCdのみ固形汚泥肥料中のカドミウム含有量を測定するために十分な性能を有していることが確認された。</p> <p>(イ) 誘導結合プラズマ発光分光分析法による（液状）肥料中の効果発現促進材の測定（平成27年度終了） 液状肥料中の効果発現促進材（Ca、Fe、Co、Cu、Zn、Mo）について、誘導結合プラズマ発光分光分析法による測定方法を検討した。また、既存の方法では測定困難な低含有量の効果発現促進材への適用を検討した。結果、測定方法が確立でき、低含有量の効果発現促進材への測定も可能となった。</p> <p>(ウ) 高速液体クロマトグラフ法による肥料中のビウレット性窒素の測定（平成27年度終了） 肥料中のビウレット性窒素について、高速液体クロマトグラフ法による測定方法を検討し、ビウレット性窒素のほか尿素性窒素等4成分についても同時測定可能となった。</p> <p>(エ) 高速液体クロマトグラフ法による有機質肥料及びそれを含む肥料中のメラミンの測定（平成27年度終了） 有機質肥料を含む肥料中のメラミンの測定はGC-MS法があるが、他の方法を検討する必要があったことから、高速液体クロマトグラフ法による有機質肥料及びそれを含む肥料中のメラミンの測定方法を確立した。</p> <p>(オ) 肥料中の有効成分の汎用的な簡易抽出方法の確立（平成27年度終了） 上下転倒式回転振とう機による抽出方法は肥料以外の分析法には用いられていないことから、これを用いない抽出方法の妥当性を検討した。結果、液状肥料中の水溶性りん酸、水溶性加里ほか5成分の抽出は簡易手振とう抽出で十分であることを確認した。</p> <p>(カ) 高速液体クロマトグラフ質量分析法による肥料中のスルファミン酸の試験法の共同試験による妥当性確認（平成27年度終了） 平成26年度は単一試験室での試験法の妥当性確認した。27年度は共同試験を実施して、試験法の性能を評価した。結果、平均回収率は肥料等試験法に基づく真度の範囲内であった。また、併行相対標準偏差及び室間再現相対標準偏差は肥料等試験法の併行精度及び室間再現精度の目安の1.5倍に入らないものがあつた。</p> <p>(キ) 亜りん酸（塩）を含む固形肥料中のりん酸の試験法の共同試験による妥当性確認（平成27年度終了） 平成26年度に検討したく溶性りん酸の試験法について、一部の肥料において測定用溶液中の硫酸が定量値に影響を与えることが判明したため、試験法を改良し、単一試験室における試験法の妥当性を確認した。また、水溶性りん酸及びく溶性りん酸試験法の共同試験を実施し、試験法の性能を評価した。結果、肥料等試験法の性能評価基準の要求事項に適合していることを確認した。</p>
	肥料の有効性及び安全性の確保（4課題）	<p>(ア) 汚泥肥料の連用によるカドミウム等の土壌への蓄積、作物への吸収試験 汚泥肥料の連用によるカドミウム等の土壌への蓄積及び作物への吸収について、供試作物にニンジン、ホウレンソウを用いて、データの蓄積を行った。（平成28年度継続）</p> <p>(イ) 肥料認証標準物質の開発（FAMIC-Cの調製） 肥料分析の精確性の維持に必要な肥料認証標準物質（FAMIC-C-12）について、平成28年6月に有効期限を迎えるため、水銀及び鉛について12試験室による再度共同試験を実施し、外部有識者5名からなる調製部会においてFAMIC-C-12-2として新たに認証値及び認証書の承認を受けた。（平成27年度終了）</p> <p>(ウ) 肥料認証標準物質の開発（長期安定性モニタリング試験） 現在販売している肥料認証標準物質（FAMIC-A-10、FAMIC-B-10、FAMIC-C-12、FAMIC-A-13及びFAMIC-B-14）の長期安定性モニタリング試験を実施した。（平成28年度継続）</p> <p>(エ) コマツナの生理障害確認試験（銅） 植害試験におけるコマツナへの銅による生理障害を発生させ、その症状を観察・記録した。（平成27年度終了）</p>
計	11課題	

表14-2 調査研究課題名及び研究結果概要（農薬関係）

	分野	課題名及び概要
農薬関係業務	農薬の人畜・環境への影響（6課題）	<p>(ア) EUにおける農薬使用者に対する曝露評価手法の調査 EUの新たな曝露評価手法に関するガイダンス文書（Guidance on the assessment of exposure of operators, workers, residents and bystanders in risk assessment for plant protection products（2014 EFSA））の策定された経緯及び内容についてインターネットを通じて得られる情報を用いて精査し、従前の評価手法の内容も加えてとりまとめた。（平成27年度終了）</p> <p>(イ) 後作物中の農薬濃度の推定法 一圃場試験による検証— 淡色黒ボク土の圃場において、後作物残留試験を実施し、後作物中農薬濃度と土壌から水で抽出される農薬の濃度（乾土当たりとし、水抽出農薬濃度という）との関係を調査した。また、当該圃場での水抽出農薬濃度の結果を用いて、昨年度で検討した水抽出農薬濃度の予測手法の検証を行った。〔国立研究開発法人農業環境技術研究所との共同研究〕（平成28年度継続。共同研究者が日本農薬学会第41回大会において発表。）</p> <p>(ウ) 土壌中動態試験における分解物の推定半減期算出方法に係る調査 分解物の推定半減期（DT50）の算出法について、CAKE ver3.1、KinGUII ver2.1、ModelMaker4の3種類のソフトウェア及び公表されている土壌中動態試験のデータを用いて、親化合物の分解速度及び分解物の生成速度を考慮してDT50を算出し、ソフトウェアの実用性を調査した。また、分解物のDT50を算出するための動態モデルの組み合わせについて、決定係数等を指標として、より適合度の高い動態モデルの組み合わせを選択する方法を検討した。（平成27年度終了）</p> <p>(エ) 農薬の河川一次生産者に対する環境影響評価手法の高度化の検討 ホザキノフサモ生長阻害試験の検証については、試験環境を検討した後、シメトリンを被験物質とした試験を実施し、試験操作の難易度等を調査した。カワヂシャ生長阻害試験の手法開発については3種の除草剤を被験物質として3反復の試験を実施し、試験の再現性の確認を行った。（平成27年度終了。水草研究会第37回全国集会、第33回環境科学研究会において発表。）</p> <p>(オ) ミツバチ1頭を試料とした残留農薬分析法の開発及びミツバチの分業的な階層を識別する手法の検討 ミツバチ1頭を試料とした分析法について、30頭を試料とした既存の手法をスケールダウンした手法を検討した。3種類の殺虫剤（クロチアニジン、エチプロール及びエトフェンプロックス）を用い添加回収試験を実施し、分析法の妥当性を検証した。その結果、既存の手法と同等の精度で分析可能ということが示された。分業的な階層の識別は、翅の劣化状態、飛翔筋の色及び腸管の内容物の比較に関して検討し、有効な識別方法を見出した。（平成27年度終了。第33回農薬環境科学研究会、第41回日本農薬学会において発表。）</p> <p>(カ) JMPRにおける畜産物の基準値設定手法の解析 JMPRの作成している評価書から得られる情報から畜産物の部位別の最大残留量とその値から提案されている基準値案の関係を精査し、JMPRにおいて用いられている判断方法・判断基準等に関する調査を行った。（平成27年度終了）</p>
	農薬等の品質・薬効等（4課題）	<p>(ア) 定性・定量が困難な有効成分の測定方法の改良に関する調査 定性・定量が困難な有効成分として界面活性剤4グループ（9化合物）を試料とし、LC/MSを用いた分析法を検討した。（平成28年度継続）</p> <p>(イ) キャリアーガスの違いによるキャピラリーGC分析結果への影響 キャリアーガスの違いによるキャピラリーGC分析結果への影響を調べるため、ヘリウム及び窒素を用いて、カラムの極性や内径、膜厚を変更して試料の分析を行い、影響を調査した。（平成27年度終了。日本農薬学会第41回大会において発表。）</p> <p>(ウ) 集取品検査の合理化 集取品の分析に、CIPAC法で採用されているブラケット法の導入が可能か否か検討するため、見本品検査法による分析結果と比較・調査した。（平成27年度終了）</p> <p>(エ) 薬効・薬害試験の試験方法の調査 欧米等（EU、FAO、カナダ、オーストラリア、米国）の薬効・薬害試験方法についてインターネットを通じて得られる情報から詳細を調査し、日本における試験方法との比較を行った。（平成27年度終了）</p>
	残留農薬の分析（1課題）	<p>(ア) 残留農薬分析業務における分析法の検討 残留農薬分析業務における分析法の検討については、厚生労働省から通知されている「LC/MSによる農薬等の一斉試験法Ⅱ（農産物）」の米穀（玄米）において、妥当性の確認を行っていない10農薬について、LC/MS/MSによる測定方法の検証を実施した。厚生労働省の「食品中に残留する農薬等に関する試験法の妥当性評価ガイドライン」に基づき、3試験室（小平、横浜事務所および神戸センター）において単一試験室による妥当性評価を行ったところ、対象とした10農薬については、すべての試験室において妥当性評価の性能パラメータが、それぞれの目標値等に適合していることを確認した。（平成28年度継続）</p>
計	11課題	

表14-3 調査研究課題名及び研究結果概要（飼料及び飼料添加物関係）

	分野	課題名及び概要
飼料及び飼料添加物関係業務	飼料及び飼料添加物の検査等（2課題）	<p>(ア) 植物性油かす類中のかび毒の液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による一斉分析法の妥当性確認（平成27年度終了） 現在、飼料中の主たるかび毒のサーベイランス・モニタリングは、飼料分析基準に記載されている一斉分析法により行っている。一斉分析法の適用範囲は飼料となっているが、単体飼料のうち大豆油かす等の植物性油かす類を対象にした妥当性確認は実施されていなかった。このため、植物性油かす類を対象にした添加回収試験を行った結果、試料及び成分の組み合わせによっては回収率の低下等が認められた。このことについて、飼料分析基準の一斉分析法に注釈を追加する旨の改正案を飼料分析基準検討会に諮り、了承を得た。</p> <p>(イ) ほ乳期子牛育成用配合飼料中のモネンシナトリウムの微生物学的試験法による定量法の妥当性確認（平成27年度終了） 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく成分規格が改正され、抗生物質のモネンシナトリウムが新たにほ乳期子牛育成用配合飼料に使用できることとなった。配合飼料中のモネンシナトリウムの定量法として飼料分析基準に記載されている微生物学的試験法の適用範囲は牛用飼料となっているが、粗たん白質及び粗脂肪含量が比較的高いほ乳期子牛育成用配合飼料を対象にした妥当性確認は実施されていなかった。このため、ほ乳期子牛育成用配合飼料を対象にした添加回収試験を行った結果、妥当性が確認された。更に、飼料分析基準に記載されている液体クロマトグラフ法及び製造業者による管理分析に用いられる吸光光度法による定量法についても同様に試験を実施した結果、それぞれ妥当性が確認された。これらのことについて、飼料分析基準の該当する分析法にバリデーション結果を追加する旨の改正案を飼料分析基準検討会に諮り、了承を得た。</p>
計	2課題	

表14-4 調査研究課題名及び研究結果概要（食品関係）

	分野	課題名及び概要
食品表示の監視に関する業務	生鮮食品の原産地等の判別技術（5課題）	<p>(ア) 元素分析及びストロンチウム安定同位体比分析によるサヤエンドウの原産地判別法の検討 平成26年度の結果を踏まえ、平成27年度は、測定元素数を増やし検討した結果、元素分析及びストロンチウム安定同位体比分析を組み合わせた判別方法により、国産（105点）と中国産（50点）の判別は特異度99.9%、感度58.6%、陽性尤度比589、国産とタイ産（30点）の判別は特異度99.9%、感度86.5%、陽性尤度比1065となり、判別が可能であることを確認した。（平成27年度終了）</p> <p>(イ) 脂肪酸組成による養殖魚判別法の検討 脂肪酸分析による養殖判別の可能性を検討したところ、ブリ、ヒラメ、トラフグについては判別が可能であり、クロマグロについては判別は困難であることが判明した。 ブリについて養殖試料30点、天然海域で漁獲された試料31点について脂肪酸分析を実施した結果、リノール酸とパルミチン酸の組成比を指標とした判別が可能であることを確認した。また、分析法の迅速化の検討を行い、従来のメチルエステル化に8時間かかるところを5.5時間に短縮した。（平成27年度終了）</p> <p>(ウ) DNA分析による日本産と外国産アサリとの交雑体の発生についての検証〔国立研究開発法人水産総合研究センター中央水産研究所（以下「中央水研」という。）との共同研究〕 国内外の主要産地のアサリを入手し、ミトコンドリアDNAとマイクロサテライトマーカーにより分析を行い、外国産と国産アサリの交雑体の発生について確認した。交雑体について両マーカーの結果は整合性がみられなかった。現状では、原因を究明できる有望な手段がなく、交雑の有無の特定は困難と考えられた。 表示監視業務に用いているミトコンドリアDNAによる産地判別法の信頼性について、国産785点で検証したところ、一部地域を除き、誤判別の発生を懸念すべき状況にはないことを確認した。（平成27年度終了）</p> <p>(エ) 元素分析による輸入アサリの蓄養期間の推定〔中央水研との共同研究〕 外国産アサリを国内で蓄養した場合でも原産国判別ができるよう検討を行った。国産及び外国産アサリの蓄養を国内で行ったところ、生残率が低く、成長したアサリは国産1個体、中国産3個体のみであった。計4個体全てのアサリについて元素分析による産地判別を行ったところ、伸長した殻部分は国産と判別され、蓄養の真偽について判別の可能性が示唆された。中国産3個体の蓄養前の殻部分について、推定される産地が試料によって国産と中国産が入り混じった結果となったが、試料数が少なく原因は判断できなかった。蓄養前の殻部分の産地判別も蓄養期間を推定する上で重要であることから、平成28年度も蓄養実験を続け、試料数を増やし、元素組成の動態を調査する。（平成28年度継続）</p> <p>(オ) 軽元素安定同位体比分析及び元素分析による牡蠣の産地判別の検討 牡蠣について、軽元素安定同位体比分析及び元素分析による産地判別の検討を行った。軽元素安定同位体比分析（国産23点、韓国産23点、中国産8点）について、瀬戸内海域産（17点）は、韓国産及び中国産に比べ窒素安定同位体比が高く、判別の可能性が示唆された。一方、宮城県産（6点）は、炭素安定同位体比が韓国産に比べて低く、判別の可能性が示唆された。また、元素分析（国産13点、韓国産11点、中国産5点）については、部位間差が大きかったが、エラについて、判別が可能であることを確認した。平成28年度は、環境や生育時期による差を確認するため、引き続き調査をする。（平成28年度継続）</p>
	加工食品の原材料、その原産地等の判別技術（13課題）	<p>(ア) 軽元素及びストロンチウム安定同位体比分析によるそば粉の産地判別法の検討〔国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構食品総合研究所（以下「食総研」という。）、一般財団法人日本穀物検定協会及び長野県工業技術総合センターとの共同研究〕 そば粉の原産地判別法をストロンチウム安定同位体比分析及び軽元素安定同位体比分析により開発した。その結果、特異度99.5%、感度59.8%、陽性尤度比111の判別モデルが得られた。さらに、軽元素安定同位体比分析において、小麦粉を使用したそば加工品に適用できる前処理方法を確立した。（平成27年度終了）</p>

	分野	課題名及び概要
食品表示の監視に関する業務		<p>(イ) ストロンチウム及び軽元素安定同位体比分析による乾しいたけの原料原産地判別法の検討〔食総研との共同研究〕</p> <p>原木栽培については、国産（55点）、中国産（22点）、菌床栽培については国産（32点）、中国産（32点）のストロンチウム安定同位体比を測定し、栽培方法ごとに原料原産地判別モデルを構築した結果、原木栽培は特異度99.8%、感度31.2%、陽性尤度比162となり、菌床栽培は特異度99.8%、感度38.1%、陽性尤度比212となり、ストロンチウム安定同位体比分析単独での判別は困難であった。しかし、原木栽培は元素分析法との組み合わせによる判別法を検討したところ、判別精度が向上することを確認した。菌床栽培において国産（17点）、中国産（17点）の炭素及び窒素安定同位体比を測定した結果、判別の可能性が示唆された。（平成27年度終了）</p> <p>(ウ) ネギのストロンチウム安定同位体比分析による産地判別の検討</p> <p>ネギについて、ストロンチウム安定同位体比分析を用いた原産地判別法の確立と加工品（カットネギ等）への適用の可能性を検討した。生鮮ネギ（国産92点、中国産43点）のストロンチウム安定同位体比を測定し判別モデルの検討を行った結果、特異度98.6%、感度34.4%、陽性尤度比25となり、国産の一部地域（長野県等）及び中国福建省産は判別できなかった。しかしながら、元素分析法との組み合わせによる判別法を検討したところ、判別精度が向上する可能性を確認した。また、カットネギとその原体（6点）のストロンチウム安定同位体比を測定し検討した結果、生鮮と同じ判別モデルの適用が可能であることを確認した。（平成27年度終了）</p> <p>(エ) DNA分析による米飯加工品の品種判別技術の開発</p> <p>DNA分析による米飯加工品の原料米の品種判別について、食総研が開発したSSRマーカーを用いた方法について検討を行った（特許 第5749466号）結果、10種類のSSRマーカーにより検査対象とする32品種を判別することが可能であることを確認した。表示品種以外の混入を検知するスクリーニングには、複数粒のバルク分析により検査の効率化が可能であることを確認した。（平成27年度終了）</p> <p>(オ) 軽元素安定同位体比分析による落花生加工品の原料原産地判別法の検討</p> <p>落花生加工品について軽元素安定同位体比分析を用いた原料原産地判別法を検討した。その結果、加工の影響を前処理により軽減できることを確認した。また、国産15点、外国産19点の炭素及び酸素安定同位体比を測定した結果、国産－外国産で判別の可能性が示唆された。しかし、国産と外国産の分布は近接しておりの中率が低いため、ストロンチウム安定同位体比分析と組み合わせることで高精度化を試みる必要があることが分かった。（平成27年度終了）</p> <p>(カ) 元素分析による乾燥ひじきの産地判別の検討</p> <p>乾燥ひじきについて、元素分析による産地判別の検討を行った。その結果、国産89点、外国産80点（中国産（39点）及び韓国産（41点））の判別において特異度99.96%、感度67.8%、陽性尤度比1506となり、判別が可能であることを確認した。（平成27年度終了）</p> <p>(キ) 軽元素安定同位体比分析によるりんごジュースの原料りんごの原産地判別法の検討</p> <p>加工の影響及びりんご個体間差の確認を行った上で、前処理法を確立した。国産65点、外国産53点の炭素及び酸素安定同位体比を測定した結果、特異度99.89%、感度70.9%、陽性尤度比675の判別モデルが得られた。酸素安定同位体比分析において測定値への吸湿の影響が確認されたことから、測定サンプルの乾燥状態を一定に保つ方法を検討した。（平成27年度終了）</p>

	分野	課題名及び概要
食品表示の監視に関する業務		<p>(ク) DNA分析における簡易DNA抽出方法の検討（前処理法） 現在実施しているDNA分析は、食品からのDNAの抽出は市販のキットにより行っているため、DNA抽出の時間等の省力化を目的に、簡易なDNA抽出法の適用の可否を検討した。その結果、アサリ、シジミ、アジ加工品については、DNA抽出に要する時間が現行の1/3程度（分析に供する検体が16～96検体の場合）に短縮し、キットでDNA抽出を行った場合と同等の分析結果が得られ、適用が可能であることが確認された。（平成27年度終了）</p> <p>(ケ) リアルタイムPCRを用いた判別法の検討 リアルタイムPCRを用いて、例えば餅にコーンスターチが原材料として一定量以上使用されたか否かを判別する方法について検討を行った。餅におけるコーンスターチについては、低濃度での混入判別は困難であることを確認した。和菓子等の小豆あんにおける小豆以外の豆類の混入については、判別の可能性が示唆されたが、検査法の確立には至っていない。 また、国産水稻品種の餅に混入された陸稲の検出については、国産水稻品種とタイ産陸稲品種で遺伝子型の違いを確認した。国産水稻こがねもちとタイ産陸稲では増幅に違いがあり、混入判別の可能性が示唆された。（平成27年度終了）</p> <p>(コ) バルク分析によるDNA分析の省力化の検討（DNA分析効率化） コシヒカリ100%使用の旨が表示された米飯加工品の原料米の品種判別について、現行の方法は、1商品につき20粒を1粒毎に1試料として分析しているが、効率的な検査法確立のためにバルク分析の適用を検討した。コシヒカリ4粒と他品種1粒の5粒を1バルク試料として、8種類のバルク試料を3点ずつ分析したところ、いずれの試料でも他品種の混合が検知できた。よって異品種の混入が5%超の場合を分析疑義とする場合、1商品につき5バルク（計25粒）を分析し、他品種が検知されたバルクは1粒ずつ分析することで、従来より分析の省力化が可能であることが確認できた。（平成27年度終了）</p> <p>(サ) 軽元素安定同位体比分析のためのたんぱく質抽出による前処理法の検討〔食総研との共同研究〕 軽元素安定同位体比測定のための溶媒抽出による食品中のたんぱく質抽出方法の検討と、加工による影響の大きさの成分別検討を行った。小麦加工品から溶媒抽出したたんぱく質を測定試料とする前処理方法を確立し、小麦粉はたんぱく質を測定した場合でも原料原産地判別が可能であることを確認した。小麦加工品中のたんぱく質及びでん粉の炭素・酸素安定同位体比を原料小麦粉と比較したところ、加工による影響の大きさはたんぱく質の方が大きいとの結果になった。（平成27年度終了）</p> <p>(シ) ストロンチウム安定同位体比分析の加工食品への適用可能性の検討〔食総研との共同研究〕 野菜試料における部位間の差がないこと、乾燥による影響がないことを確認し、カットされたもの、乾燥されたものについて適用可能であることを確認した。水煮加工については、既報のタケノコ水煮の軽減法の効果が限定されることを確認した。タマネギ、タケノコ水煮において簡易抽出でのストロンチウム安定同位体比測定法を検討し、簡易抽出でのストロンチウム安定同位体比分析が可能であることを確認した。（平成27年度終了）</p> <p>(ス) GM大豆2系統（LLS及びRRS2系統）の定性分析法の検討 従来法（RRS系統検知法）では検知できない遺伝子組換え（GM）大豆（LLS系統及びRRS2系統）の検知法について、FAMICでの導入の適否について検討を行った。大豆加工品196点について従来法と両系統の検知法を実施し、陽性率を比較したところ、LLS系統検知法及びRRS2系統検知法はFAMICにおける検査法としての導入が急がれる状況にはないと考えられた。（平成27年度終了）</p>
計	18課題	

Ⅲ その他

1 内部統制及び業務運営の改善

(1) 内部統制

理事長のリーダーシップの下で効率的・効果的な業務運営を推進するため、次の取組を通じ内部統制の更なる充実・強化を図りました。

- ① 行動理念、行動方針、コンプライアンス基本方針等の内部統制推進上の基本的な方針や規程類の見直しの必要性について検討を行い、内部統制の一層の充実を図るため、理事長のリーダーシップの下、内部統制に関する規程として、内部統制規程及びリスク管理規程を新たに制定するとともに、内部統制委員会において内部統制基本方針を決定しました。また、リスク管理を推進するためにリスク管理委員会を設置するなど、リスク管理対応体制の確立等に取り組みました。
- ② 業務実施上のリスクの識別、評価、管理を適切に行うため、リスク管理規程を制定するとともに、リスク管理委員会を設置し、リスク管理体制の整備を行うとともに、リスク管理委員会を4回開催し、平成27年度下期に重点的にリスク管理措置を実施する事項の選定と対応実績の確認、平成28年度重点的にリスク管理措置を実施する事項の選定、平成28年度リスク管理表の策定等について検討・審議を行いました。
- ③ 役員会を15回開催し、法人運営に関する重要事項について審議・決定し各部長等に指示を行いました。また、役員・所長等会議を4回開催し、組織、管理、経理及び業務等の決定事項について周知徹底しました。
- ④ 業務運営（会計を含む。）の横断的な内部監査を役員直属の組織である業務監査室においてリスクアプローチにより監査重点項目を抽出した上で行い、その結果についてマネジメントレビュー等で審議し、業務運営の改善に反映させました。
また、監査能力の維持・向上を図るため、新たに業務監査室に配置された3名に外部研修機関が実施するISO9001内部監査員研修を受講させました。
- ⑤ 平成27年度の内部監査の結果、平成26年度及び第3期中期目標期間の業務実績の評価等を踏まえてマネジメントレビューを実施し、抽出された優先的に対応すべき重要な課題等への対応について、理事長から本部の部長に対して指示が出されました。
また、マネジメントレビューにおける理事長指示への対応状況について取りまとめ、理事長へ報告しました。
- ⑥ コンプライアンス委員会において平成26年度のコンプライアンス推進状況の報告及び平成27年度コンプライアンス推進の取組についての審議を行いました。また、審議の結果を踏まえ、グループウェアを通じてコンプライアンス・マニュアルについて役職員へ周知徹底を図るとともに、コンプライアンス基本方針に基づき、国家公務員倫理及び服務規律の遵守、交通事故・違反の防止等について役職員への周知を図りました。具体的には、民間を含めたコンプライアンスを巡る情勢や違反事件等の具体的事例及び対処結果等に関し、専門的な知見を有する外部講師による講話を本部、各地域センターにおいて実施するとともに、行動理念、行動方針及びコンプライアンス基本方針等を盛り込んだ「コンプライアンスの手引き」を作成し、全職員に配布しました。さらに、管理者研修、主任調査官等研修、専門調査官等養成研修及び新規採用者研修の各階層別研修において、コンプライアンス基本方針、行動理念及び行動方針を始めとするコンプライアンスに係る講義を行い、周知徹底を図りました。
- ⑦ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律及び個人情報保護に関する法律に基づき、情報公開請求3件について適切に対応するとともに、職員向け説明会を開催し法律の目的

等について周知徹底しました。

- ⑧ 平成26年度の業務について監事による監査が行われ、①業務運営の合理化・適正化、内部統制の充実に向けた取組み、リスク管理の考え方、②効率的な業務運営のための環境整備、③物品調達及び、施設機器の管理・点検、適切な廃棄等無駄排除の取組み、④災害危機管理への取組み、⑤FAMIC全体の人材育成に関する考え、男女共同参画の推進、⑥検査等技術系人材の登用状況と人材育成方針、⑦本部と地域センターの連携強化、⑧国民への情報発信、情報公開、情報セキュリティの取組み、⑨食品関連業務組織体制と業務内容の強化への取組み、⑩国際的業務の組織としての取組みと国際的貢献の状況等についての監査報告が理事長に提出されました。理事長は、監査報告を受けて優先的に対応すべき重要な課題について職員に対応を指示し、その対応状況を取りまとめて監事に報告しました。
- ⑨ 独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、平成26年度の財務諸表等について監査法人による監査を受けました。その結果、会計報告については準拠すべき会計基準に従い適正に処理されていること、その財務状況、運営状態等に関する情報が正しく表示されていることが確認されました。
- ⑩ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入に向けた体制の整備を進めるため、労働安全衛生マネジメントシステム実施要領を作成するとともに、有機溶剤等の作業主任者の指名、化学物質のリスクアセスメントの実施に向けた検討及び木材加工用機械にかかる事故に直結する作業のリスクアセスメントの準備を行いました。
- ⑪ 業務活動における環境配慮を計画的・体系的に推進するため、「FAMICにおける環境配慮の基本方針」、「FAMICにおける環境配慮への行動目標」を定めました。また、省資源・省エネルギーに配慮した分析機器の効率的な利用や廃棄物の削減等環境負荷の低減に取り組むための環境計画を策定し、環境委員会において当該取組状況の検証を行いました。
また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、環境物品等の調達を推進する方針を定め、特定調達物品等ごとに調達目標を設定しました。
- ⑫ 防災業務計画の一部改正を行い、センター防災体制及び緊急参集要員の見直しを行うとともに、大規模地震発生時における対応方策を取りまとめた業務継続計画（BCP）を策定しました。

（２） 業務運営の改善

効率的な法人運営と継続的な業務改善活動を推進するため、次の取組を行いました。

- ① 事業計画に基づく各部門の業務進捗状況を四半期ごとに取りまとめ、役員会において法人運営に関する重要事項や業務の進捗状況について審議することにより、予算の執行状況と業務の進捗状況を一体的に把握し、以後の業務執行に対する指示を行いました。
- ② 国民の目線を取り入れた業務改善活動として、外部の有識者による「業務運営懇談会」を開催し、平成26年度及び第3期中期目標期間の業務実績評価、平成27年度事業計画と実施状況などについて説明し、外部の有識者からご意見をいただきました。また、前年度にいただいたご意見に対しては、対応状況についてフォローアップを行い、報告しました。
- ③ 業務運営の改善を推進するため、役員からなる無駄削減プロジェクトチームを2回開催し、業務改善が図られる取組として電子決裁システム、Web会議等の導入に向けた検討を行いました。

2 環境に配慮した活動

FAMICでは、専門技術の知見を活かして、肥料、農薬、飼料、ペットフード等に関する安全性の検査、食品の表示等に関する検査等を主な業務として実施していますが、これら業務の実施に当たっては、業務により生ずる環境負荷を低減させていくことが重要であると考え、毎年度、省エネルギー・省資源、リサイクル率アップ、グリーン購入など取組みの具体的な目標となる環境計画を策定し、環境負荷の低減に向けた活動を推進するとともに、電気、ガソリン、灯油、A重油、都市ガスの使用実績、用紙類の使用量、廃棄物の処理について確認し計画の達成状況の把握や課題の検証に役立てています。

また、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」（平成16年法律第77号）に基づき、平成27年度に取り組んだ環境活動の内容について「環境報告書2016」を作成し、ホームページ上で公表しています。

平成27年度環境計画

農林水産消費安全技術センター
(略称：FAMIC)

1. 対象となる範囲

- ・対象期間
平成27年度（平成27年4月～平成28年3月）
- ・対象組織・分野
FAMICにおけるすべての業務を対象とします。

2. 事業活動に係る環境配慮の計画

FAMICでは環境に配慮して次の事柄に取り組んでいきます。業務の遂行にあたっては、さらなる効率化を図り少しでも環境負荷を小さくしていきます。また、フロン類の排出抑制や地下水汚染の未然防止のための取組について強力で推進していきます。

行動目標	行動計画	関係法規等
1. 検査・分析等に使用する各種化学物質等の適切な使用、管理、廃棄（分析業務） 1) 各種関連法令や条例の遵守（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律等） 2) 廃棄物の削減に配慮した化学物質の適正な管理 3) 分析終了後の廃有機溶剤、廃酸・アルカリ溶液、廃棄農薬等の適正な処理 4) 局所排気装置及びスクラバーの使用による大気汚染物質の適正な処理	○有害物質を使用・貯蔵等する施設に係る地下水汚染の未然防止のための取組 ○廃棄物の削減 ・物品及び薬品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努める。 ○試薬類の適正な管理 ・残余の発生量を少なくし無駄な廃棄等の防止に努める。 ○実験室での廃有機溶媒、廃酸、廃アルカリ等の分別処理。 ○環境中への大気汚染物質の排出削減 ・局所排気装置及びスクラバーの適切な使用及び定期的点検・整備	1. 法律 ○「大気汚染防止法」（昭和43年法律第97号） ○「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号） ○「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（平成11年法律第86号） ○「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号） ○「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（平成13年法律第64号）

<p>5) その他実験室等で発生する廃棄物の適正な管理及び処理</p>	<p>○地球温暖化とオゾン層破壊の原因となるフロン類の排出抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器等の定期的点検 ・ノンフロン機器の導入を検討する。 <p>○廃棄物の適正な管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理業者に引き渡すまでの期間、廃棄物を適正に管理する。 <p>○廃棄物の適正な処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な分別を行い、適正な処理が可能な業者へ委託する。 	
<p>2. 分析機器等の効率的利用（分析業務）</p> <p>省資源、省エネルギーに配慮した分析機器の効率的な利用</p>	<p>○分析を集約して行うことで分析機器を効率的に利用し、稼働していない又は連続通電を要しない期間は電源を切るなど省資源・省エネルギーに努める。</p> <p>○分析に当たっては、用紙類の使用量削減に努める。</p> <p>○購入から相当年数が経過し、エネルギー効率が悪いと考えられる分析機器等については、更新を検討する。</p>	<p>1. 国際協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「気候変動枠組条約」 <p>2. 法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号） <p>3. 政府方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「当面の地球温暖化対策に関する方針」（平成25年3月15日地球温暖化対策推進本部決定）
<p>3. 水、電気、ガス、紙類等の効率的利用とリユース、リサイクル（管理業務）</p> <p>1) 水、電気、ガス、ガソリン、灯油等各種資源の消費削減への計画的・体系的な取組</p> <p>2) 物品管理の徹底、紙類の有効活用及び業務の電子化によるペーパーレス化を通じた紙類消費の削減</p>	<p>○省エネルギーの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ型OA機器等の導入・パソコン、コピー機等のOA機器、冷凍冷蔵庫、エアコン等の家電製品、蛍光灯等の照明器具等の機器について、更新及び新規購入に当たり、エネルギー消費のより少ないものを導入。 <p>○節電の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務機器等のスイッチの適正管理による待機電力の削減、省エネモードの設定など適切に使用。 ・庁舎内における冷暖房温度の適正管理を徹底し、クールビズ、ウォームビズを励行。なお、クールビズは5月1日から10月31日まで、ウォームビズは11月1日から3月31日までの間とする。 ・冷房中のブラインド使用の励行。冷暖房中の窓及び出入口の開放禁止。 ・昼休みは、原則消灯。夜間における照明も業務上必要最小限の範囲で点灯し、それ以外は消灯。 <p>○用紙類の使用量の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両面印刷・両面コピーの促進。 ・使用済み用紙の裏紙使用の促進。 ・各種配付資料等について電子メールの活用及びグループウ 	<p>1. 国際協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「気候変動枠組条約」 <p>2. 法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号） ○「環境基本法」（平成5年法律第91号） ○循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号） ○資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号） <p>3. 政府方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「当面の地球温暖化対策に関する方針」（平成25年3月15日地球温暖化対策推進本部決定）

<p>3) 分別廃棄等によるリサイクルの促進</p>	<p>エアの掲示板機能等の活用によりペーパーレス化を促進。</p> <p>○再使用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル可能製品の使用の促進、使い捨て製品の購入の抑制を図る。 ・コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用の促進。 <p>○資源ゴミの分別</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不用となった書類は、クリップ、バインダー等の金具を外して分別回収。 	
<p>4. グリーン購入法に基づく調達の実施（管理業務）</p>	<p>○事務用消耗品類のグリーン商品の購入</p> <p>○分析機器等に付属するワークステーション及び冷凍冷蔵機器を購入する際はグリーン商品の購入を検討する。</p>	<p>1. 法律</p> <p>○「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）</p>
<p>5. 役職員への環境教育の実施、F A M I Cにおける環境配慮への取組状況の発信</p> <p>1) 上記1から4の周知・推進に向けた役職員への定期的環境教育</p> <p>2) 定期刊行物、ホームページ、施設見学、一般公開等の機会を活用した取組状況の社会への発信</p>	<p>○環境保全に対する職員への啓発</p> <p>○ネットワークを利用した各種環境情報の共有化</p> <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポスターやグループウェアの掲示板機能等の活用による節電の意識啓発。 ・節電対策について、その対策が不十分な時は必要な措置を講ずる。 <p>○平成26年度版環境報告書の発行及びホームページへの掲載</p> <p>○施設見学者等への環境配慮の取組状況の説明</p> <p>○ホームページの活用</p>	<p>1. 法律</p> <p>○「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」（平成16年法律第77号）</p>

(http://www.famic.go.jp/public_information/kankyo_report/index.html)

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター企画調整部企画調整課

〒330-9731 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

さいたま新都心合同庁舎検査棟

TEL 050-3797-1826 (ダイヤル)

FAX 048-600-2377

ホームページ <http://www.famic.go.jp/>